

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年9月28日
【中間会計期間】	自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日
【会社名】	中国工商銀行股份有限公司 (Industrial and Commercial Bank of China Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長兼業務執行取締役 陳 四 清 (Chen Siqing, Chairman of the Board of Directors and Executive Director)
【本店の所在の場所】	中華人民共和国 100140 北京市西城区復興門内大街55号 (55 Fuxingmennei Avenue, Xicheng District, Beijing 100140, PRC)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 藤 徳 高
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 JPタワー22階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
【電話番号】	03-6747-4500
【事務連絡者氏名】	弁護士 西 澤 志 織
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 JPタワー22階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
【電話番号】	03-6747-4500
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注) 1. 本書に記載の「香港ドル」は香港の法定通貨を、「人民元」は中華人民共和国の法定通貨を、「円」は日本の法定通貨を指す。本書において、便宜上、一定の人民元の金額は、1人民元 = 20.05円（2023年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値）により円に換算されている。
2. 当行の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終了する1年間である。
3. 本書中の表において記載されている計数は、単位未満の数値を原則として四捨五入しているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。
4. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の語は以下の意味を有するものとする。

「ICBC」	中国工商银行股份有限公司
「当行」または「当グループ」	中国工商银行股份有限公司または中国工商银行股份有限公司およびその子会社
「定款」	中国工商银行股份有限公司の定款
「A株式」または「国内株式」	当行の株式資本における、上海証券取引所に上場され、人民幣建てで取引されている1株当たり額面金額1.00人民幣の国内株式
「資本管理規則」	2012年6月に公布された商業銀行資本管理規則（暫定）
「転換社債」	転換可能な社債
「CSRC」	中国证券监督管理委员会（China Securities Regulatory Commission）
「HKEX」	香港交易及結算所有限公司（香港交易所）（Hong Kong Exchanges and Clearing Limited）
「H株式」	当行の株式資本における、香港証券取引所メインボードに上場され、香港ドル建てで取引されている1株当たり額面金額1.00人民幣の海外上場外資株
「香港上場規則」	香港証券取引所の有価証券上場規則
「匯金公司」	中央匯金投資有限責任公司（Central Huijin Investment Ltd.）
「IAS」	国際会計基準（International Accounting Standards）
「IFRS」	国際会計基準を構成する、国際会計基準審議会が公布した国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）
「日本の会計基準」	日本において一般に認められている会計原則
「MOF」または「財政部」	中華人民共和国財政部
「PBC」	中国人民銀行（The People's Bank of China）
「中国」	中華人民共和国
「中国会社法」	中華人民共和国会社法
「香港証券取引所」	香港聯合交易所有限公司（The Stock Exchange of Hong Kong Limited: SEHK）
「上海証券取引所」	上海証券交易所（Shanghai Stock Exchange: SSE）
「SSF」	全国社会保障基金理事会（National Council for Social Security Fund）
「国務院」	中国国務院

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

2023年6月23日に提出した有価証券報告書で記載された事項を除き、2023年1月1日から2023年6月30日までの6か月間（以下「当該半期」という。）中に、中国の会社制度、当行の定款に規定する制度および外国為替管理制度について異動はなかった。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下記の財務データおよび指標は、IFRSに従って作成されており、別段に表示されない限り、当行およびその子会社の連結ベースの金額（人民元建）である。

	6月30日現在 / 6月30日に終了した6か月間			12月31日現在 / 12月31日に終了した事業年度	
	2023年 (未監査)	2022年 (未監査)	2021年 (未監査)	2022年	2021年
営業収益	428,906	444,161 ⁽¹⁾	426,406	841,441	860,880
営業利益	201,272	207,816 ⁽¹⁾	206,868	418,138	422,030
当期純利益	174,720	172,819 ⁽¹⁾	164,509	361,038	350,216
親会社の株主に帰属する 当期純利益	173,744	171,670 ⁽¹⁾	163,473	360,483	348,338
非支配持分に帰属する 当期純利益	976	1,149 ⁽¹⁾	1,036	555	1,878
総資産額	43,669,606	38,744,376	35,136,284	39,610,146 ⁽¹⁾	35,171,383
株式資本	356,407	356,407	356,407	356,407 ⁽¹⁾	356,407
親会社の株主に帰属する 資本	3,575,999	3,314,198	3,029,890	3,496,109 ⁽¹⁾	3,257,755
1株当たり純資産 (人民元) ⁽¹⁾	9.04	8.30	7.67	8.82 ⁽¹⁾	8.15
1株当たり利益					
- 基本的(人民元)	0.48	0.47 ⁽¹⁾	0.46	0.97	0.95
- 希薄化後(人民元)	0.48	0.47 ⁽¹⁾	0.46	0.97	0.95
営業活動による純キャッ シュ・フロー	1,297,269	1,410,405 ⁽¹⁾	377,546	1,404,657	360,882
投資活動による純キャッ シュ・フロー	(456,821)	(681,130) ⁽¹⁾	(216,564)	(910,621)	(674,556)
財務活動による純キャッ シュ・フロー	231,872	30,198 ⁽¹⁾	40,260	(64,789)	(11,553)
現金および現金同等物 期末残高	3,036,874	2,220,240 ⁽¹⁾	1,979,567	1,926,851	1,436,757
従業員数(人)	415,719	424,962	430,335	427,587	434,089
平均総資産利益率(%) ⁽²⁾	0.84*	0.94* ⁽¹⁾	0.96*	0.97	1.02
加重平均株主資本利益率 (%) ⁽³⁾	10.51*	11.26* ⁽¹⁾	11.90*	11.43	12.15
自己資本比率(%) ⁽⁴⁾	18.45	18.31	17.01	19.26 ⁽¹⁾	18.02
株主資本比率(%)	8.24	8.60	8.67	8.88 ⁽¹⁾	9.31

* 年率換算値

注

(1) 修正再表示後。2023年1月1日より、当行はIFRS第17号「保険契約」を導入した。IFRSの要件に従って、当行は2022年の比較対象期間の関連データおよび指標に対して遡及処理を行った。PBCが発行したゴールド・リース事業の管理に関する暫定措置の会計要件に従って、当行は2023年以降の銀行間金リース事業の表示に合わせて修正し、それに応じて2022年の比較対象期間の関連データを修正した。

(2) その他の資本性金融商品を控除した期末現在の親会社の株主に帰属する資本を、期末現在の普通株式総数で除して計算されている。

(3) 当期純利益を、期首現在および期末現在の総資産の平均残高で除して計算されている。

(4) CSRCが公布した「有価証券を公募する会社による情報開示の作成および提出に関する規則第9号—純資産利益率および一株当たり利益の計算および開示」（2010年改正）に従って計算されている。

(5) 資本管理規則に従い計算されている。

2 【事業の内容】

当該半期中、当行の事業の内容に重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

親会社

当該半期中に重要な異動はなかった。

連結子会社および関連会社

当該半期中に重要な異動はなかった。

4 【従業員の状況】

2023年6月30日現在、当行の従業員は415,719人であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当該半期中に重要な変更はなかった。

2 【事業等のリスク】

当該半期中に重要な変更はなかった。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

損益計算書の分析

当行の2023年上半期の純利益は、前年同期比1.1%増加の174,720百万人民元となった。平均総資産利益率は年率換算で0.84%、加重平均株主資本利益率は年率換算で10.51%となった。営業収益は3.4%減少して428,906百万人民元となった。具体的には、純受取利息は3.9%減少して336,987百万人民元、利息外収益は1.7%減少して91,919百万人民元となった。営業費用は2.8%増加して105,379百万人民元となり、費用対収益率は23.29%となった。資産に係る減損損失は8.7%減少して122,255百万人民元となった。法人所得税は22.2%減少して28,935百万人民元となった。

損益計算書の主要項目の増減

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日に終 了した 6か月間	2022年6月30日に終 了した 6か月間	増加/(減少)	増加率(%)
純受取利息	336,987	350,611	(13,624)	(3.9)
利息外収益	91,919	93,550	(1,631)	(1.7)
営業収益	428,906	444,161	(15,255)	(3.4)
控除：営業費用	105,379	102,496	2,883	2.8
控除：資産に係る減損損失	122,255	133,849	(11,594)	(8.7)
営業利益	201,272	207,816	(6,544)	(3.1)
関連会社および共同支配企業の損益に 対する持分	2,383	2,187	196	9.0
税引前利益	203,655	210,003	(6,348)	(3.0)
控除：法人所得税	28,935	37,184	(8,249)	(22.2)
純利益	174,720	172,819	1,901	1.1
帰属先：				
親会社の株主	173,744	171,670	2,074	1.2
非支配持分	976	1,149	(173)	(15.1)

純受取利息

2023年上半期の純受取利息は、前年同期比13,624百万人民元（3.9%）減少して336,987百万人民元となった。受取利息は77,374百万人民元（12.5%）増加して696,583百万人民元となり、支払利息は90,998百万人民元（33.9%）増加して359,596百万人民元となった。度重なるローンプライムレート（LPR）の引下げ、貸出金利回りの継続的な低下、定期預金の割合が増したことにより、純金利スプレッドおよび純金利マージンは、それぞれ、年率換算で1.52%、1.72%となり、前年同期比33ベース・ポイント、31ベース・ポイント低下となった。

有利子資産の平均収益率および有利子負債の平均費用率

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日に終了した6か月間			2022年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取 / 支払利息	平均収益率 / 費用率(%)	平均残高	受取 / 支払利息	平均収益率 / 費用率(%)
資産						
顧客貸出金等	24,402,847	477,435	3.95	21,522,717	442,754	4.15
投資	9,931,498	165,748	3.37	8,636,742	140,806	3.29
中央銀行預け金 ⁽²⁾	3,185,687	26,216	1.66	2,893,046	20,976	1.46
銀行およびその他の金融機関預け金 ⁽³⁾	1,904,974	27,184	2.88	1,748,700	14,673	1.69
有利子資産合計	39,425,006	696,583	3.56	34,801,205	619,209	3.59
無利子資産	2,625,978			2,670,917		
資産に係る減損損失引当金	(775,877)			(674,163)		
資産合計	41,275,107			36,797,959		
負債						
預金	30,213,526	284,796	1.90	26,405,307	223,078	1.70
銀行およびその他の金融機関預り金 ⁽³⁾	3,892,555	47,916	2.48	3,652,766	30,057	1.66
発行社債および譲渡性預金	1,435,425	26,884	3.78	1,084,133	15,463	2.88
有利子負債合計	35,541,506	359,596	2.04	31,142,206	268,598	1.74
無利子負債	2,169,204			2,141,722		
負債合計	37,710,710			33,283,928		
純受取利息		336,987			350,611	
純金利スプレッド			1.52			1.85
純金利マージン			1.72			2.03

(注1) 有利子資産および有利子負債の平均残高は、日次平均残高を示している。無利子資産、無利子負債および資産に係る減損損失引当金の平均残高は期首および期末現在の残高の平均を示している。

(注2) 中央銀行預け金には、主に中央銀行法定預託準備金および中央銀行超過準備金が含まれる。

(注3) 銀行およびその他の金融機関預け金は、リバース・レポ契約に係る金額を含む。銀行およびその他の金融機関預り金は、レポ契約に係る金額を含む。

受取利息および支払利息の増減分析

(単位：百万人民币)

2023年6月30日に終了した6か月間と
2022年6月30日に終了した6か月間の比較

	増加/(減少)原因		純増/(減)
	金額	金利	
資産			
顧客貸出金等	56,027	(21,346)	34,681
投資	21,516	3,426	24,942
中央銀行預け金	2,371	2,869	5,240
銀行およびその他の金融機関預け金	2,192	10,319	12,511
受取利息の増減	82,106	(4,732)	77,374
負債			
預金	35,530	26,188	61,718
銀行およびその他の金融機関預り金	3,006	14,853	17,859
発行社債および譲渡性預金	6,582	4,839	11,421
支払利息の増減	45,118	45,880	90,998
純受取利息の増減	36,988	(50,612)	(13,624)

(注) 金額の増減は平均残高の増減により測定されており、金利の増減は平均金利の増減により測定されている。金額と金利の組み合わせによる増減は取引高による増減に割り当てられている。

受取利息

顧客貸出金等からの受取利息

顧客貸出金等からの受取利息は、前年同期比34,681百万人民币（7.8％）増加の477,435百万人民币となった。これは主に、顧客貸出金等の平均残高が13.4％増加したことによるものである。

顧客貸出金等の平均収益率の満期日構成別分析

(単位：百万人民币、％を除く。)

	2023年6月30日に終了した6か月間			2022年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)
短期貸出金	5,475,802	88,686	3.27	4,448,509	75,541	3.42
中長期貸出金	18,927,045	388,749	4.14	17,074,208	367,213	4.34
顧客貸出金等合計	24,402,847	477,435	3.95	21,522,717	442,754	4.15

顧客貸出金等の平均収益率の事業分野別分析

(単位：百万人民币、％を除く。)

	2023年6月30日に終了した6か月間			2022年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)	平均残高	受取利息	平均収益率 (%)
法人貸出金	13,819,436	253,224	3.70	11,765,245	232,838	3.99
割引手形	1,120,051	8,701	1.57	652,362	6,975	2.16
個人貸出金	8,117,960	178,036	4.42	7,853,841	185,854	4.77
海外事業	1,345,400	37,474	5.62	1,251,269	17,087	2.75
顧客貸出金等合計	24,402,847	477,435	3.95	21,522,717	442,754	4.15

投資からの受取利息

投資からの受取利息は、前年同期比24,942百万人民币（17.7％）増加の165,748百万人民币となった。これは主に、投資の平均残高が15.0％増加したことによるものである。

中央銀行預け金からの受取利息

中央銀行預け金からの受取利息は、前年同期比5,240百万人民币（25.0％）増加の26,216百万人民币となった。これは主に、外国の中央銀行預け金の平均金利の上昇および国内の中央銀行預け金の規模の拡大によるものである。

銀行およびその他の金融機関預け金からの受取利息

銀行およびその他の金融機関預け金からの受取利息は、前年同期比12,511百万人民币（85.3％）増加の27,184百万人民币となった。これは主に、外貨貸出資金の金利上昇によるものである。

支払利息

預金の支払利息

預金の支払利息は、前年同期比61,718百万人民币（27.7％）増加の284,796百万人民币となった。これは主に、顧客預り金の平均残高が14.4％増加し、平均費用率が20ベース・ポイント上昇したことによるものである。

預金の平均費用率の商品別分析

(単位：百万人民币、%を除く。)

	2023年6月30日に終了した6か月間			2022年6月30日に終了した6か月間		
	平均残高	支払利息	平均費用率 (%)	平均残高	支払利息	平均費用率 (%)
法人顧客預金						
定期	6,885,096	93,395	2.74	5,511,411	68,937	2.52
要求払	7,299,487	36,208	1.00	7,190,420	30,852	0.87
小計	14,184,583	129,603	1.84	12,701,831	99,789	1.58
個人顧客預金						
定期	9,190,920	124,057	2.72	7,421,324	108,142	2.94
要求払	5,814,584	7,775	0.27	5,317,036	9,014	0.34
小計	15,005,504	131,832	1.77	12,738,360	117,156	1.85
海外事業	1,023,439	23,361	4.60	965,116	6,133	1.28
預金合計	30,213,526	284,796	1.90	26,405,307	223,078	1.70

銀行およびその他の金融機関預り金の支払利息

銀行およびその他の金融機関預り金の支払利息は、前年同期比17,859百万人民币（59.4%）増加の47,916百万人民币となった。これは主に、外貨借入資金の金利が上昇したことによるものである。

発行社債および譲渡性預金の支払利息

発行社債および譲渡性預金の支払利息は、前年同期比11,421百万人民币（73.9%）増加の26,884百万人民币となった。これは主に、当行が発行した譲渡性預金（NCD）および国外組織が発行した譲渡性預金の規模が拡大したこと、ならびに国外組織が発行した譲渡性預金の金利が上昇したことによるものである。

利息外収益

2023年上半期の当行の利息外収益は、前年同期比1,631百万人民币（1.7%）減少の91,919百万人民币となり、当行の営業収益に占める割合は21.4%となった。具体的には、純受取手数料等は2,576百万人民币（3.4%）減少して73,465百万人民币、その他の利息外収益は945百万人民币（5.4%）増加して18,454百万人民币となった。

純受取手数料等

	(単位：百万人民元、%を除く。)			
	2023年6月30日に 終了した6か月間	2022年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
決済・清算業務および現金管理	24,398	24,186	212	0.9
個人向け資産運用およびプライベート・ バンキング・サービス	14,019	15,499	(1,480)	(9.5)
投資銀行業務	13,677	12,983	694	5.3
銀行カード業務	10,234	8,681	1,553	17.9
法人向け資産運用サービス	6,863	8,070	(1,207)	(15.0)
保証およびコミットメント業務	5,865	6,664	(799)	(12.0)
資産保管業務	4,380	4,598	(218)	(4.7)
信託および代理サービス	1,372	1,268	104	8.2
その他	1,555	1,700	(145)	(8.5)
受取手数料等	82,363	83,649	(1,286)	(1.5)
控除：支払手数料等	8,898	7,608	1,290	17.0
純受取手数料等	73,465	76,041	(2,576)	(3.4)

2023年上半期の当行の純受取手数料等は、前年同期比2,576百万人民元（3.4%）減少の73,465百万人民元となった。銀行カード業務による収益は、主に加盟店開拓業務による収益が増加したことにより、1,553百万人民元増加した。投資銀行業務による収益は、主にシンジケートローンのアレンジメント、引受けおよび管理による収益が増加したことにより、694百万人民元増加した。決済・清算業務および現金管理による収益は、主に代理外国為替取引業務および人民元法人決済業務による収益が増加したことにより、212百万人民元増加した。資本市場の変動、投資家のリスク選好の変化およびその他の要因の影響を受けて、個人向け資産運用およびプライベート・バンキング・サービス、法人向け資産運用サービス、資産保管業務ならびにその他の業務による収益は減少した。保証およびコミットメント業務による収益は、手数料引下げにより減少した。支払手数料等は、主に加盟店開拓業務の支払手数料が増加したことにより、1,290百万人民元増加した。

その他の利息外関連利益

	(単位：百万人民元、%を除く。)			
	2023年6月30日に 終了した6か月間	2022年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
トレーディング純収益	9,871	4,635	5,236	113.0
金融投資に係る純利得	12,664	7,182	5,482	76.3
その他の純営業収益	(4,081)	5,692	(9,773)	(171.7)
合計	18,454	17,509	945	5.4

その他の利息外関連利益は、前年同期比945百万人民元（5.4%）増加の18,454百万人民元となった。このうち、トレーディング純収益の増加は、主に債券投資による純収益が増加したことによるものである。金融投資に係る純利得の増加は、主に債券およびファンドの評価額が増加したことによるものである。その他の純営業収益は、外国為替および為替レート商品による純損失によるものである。

営業費用

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日に 終了した6か月間	2022年6月30日に 終了した6か月間	増加/ (減少)	増加率 (%)
人件費	63,000	62,777	223	0.4
固定資産費用	13,706	13,591	115	0.8
税金および追徴金	5,498	4,918	580	11.8
償却費	2,126	1,637	489	29.9
その他	21,049	19,573	1,476	7.5
合計	105,379	102,496	2,883	2.8

資産に係る減損損失

2023年上半期の当行の資産に係る減損損失は、前年同期比11,594百万人民元（8.7%）減少の122,255百万人民元となった。特に、貸出金に係る減損損失は、前年同期比10,678百万人民元（10.9%）増加の108,546百万人民元となった。

法人所得税

法人所得税は、前年同期比8,249百万人民元（22.2%）減少の28,935百万人民元となった。実効法人所得税率は、法定法人所得税率（25%）よりも低い14.21%となった。これは、主に中国国債および地方政府債からの受取利息は税法上非課税なためである。

セグメント情報事業セグメント情報の要約

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日に終了した6か月間		2022年6月30日に終了した6か月間	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
営業収益	428,906	100.0	444,161	100.0
法人金融	201,765	47.0	208,992	47.0
個人金融	168,944	39.4	177,212	39.9
資金業務	55,464	12.9	54,030	12.2
その他	2,733	0.7	3,927	0.9
税引前利益 / (損失)	203,655	100.0	210,003	100.0
法人金融	60,960	29.9	92,733	44.2
個人金融	103,749	50.9	98,625	47.0
資金業務	35,171	17.3	19,837	9.4
その他	3,775	1.9	(1,192)	(0.6)

所在地別セグメント情報の要約

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日に終了した6か月間		2022年6月30日に終了した6か月間	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
営業収益	428,906	100.0	444,161	100.0
本店	22,147	5.2	59,158	13.3
長江デルタ	80,294	18.7	74,762	16.8
珠江デルタ	59,722	13.9	57,146	12.9
環渤海地区	81,995	19.1	76,713	17.3
中部地区	61,829	14.4	58,086	13.1
西部地区	68,772	16.0	66,479	15.0
東北地区	16,202	3.8	14,323	3.2
海外その他	37,945	8.9	37,494	8.4
税引前利益	203,655	100.0	210,003	100.0
本店	(19,942)	(9.8)	7,296	3.5
長江デルタ	46,209	22.7	40,135	19.1
珠江デルタ	26,767	13.1	26,699	12.7
環渤海地区	45,940	22.6	43,017	20.5
中部地区	33,145	16.3	30,777	14.7
西部地区	37,737	18.5	32,609	15.5
東北地区	8,043	4.0	3,345	1.6
海外その他	25,756	12.6	26,125	12.4

貸借対照表の分析

2023年上半期、当行は、マクロ経済・金融政策および規制要件を真摯に実行し、資産・負債の総額、構造およびペースを調整し、経済発展と歩調を合わせて資産を増やした。当行は、バランスの取れた協調的かつ持続可能な構造に資金を投じ、クレジットおよびノンクレジット、既存資産および新規取得資産、オンバランス業務およびオフバランス業務ならびに国内および海外の資産負債業務の協調的発展を特徴とする多様かつ堅固な資産構造を構築した。当行は、預金を主な資金源としてこれに頼る方針を堅持し、長期預金および定期預金の預金全体に占める割合が拡大傾向にあることを受けて、積極的な対策を講じ、低コスト負債のソースの拡大に取り組むことによって、資産サイドの質の高い発展を支援するための堅固な土台を築き上げた。

資産配分

2023年6月末現在の当行の総資産額は、前年末比4,059,460百万人民元（10.2％）増加の43,669,606百万人民元となった。具体的には、顧客貸出金等の合計（以下「貸出金合計」と総称する。）が2,081,545百万人民元（9.0％）増加して25,291,921百万人民元、投資が721,429百万人民元（6.8％）増加して11,255,131百万人民元、現金および中央銀行預け金が243,661百万人民元（7.1％）増加して3,671,553百万人民元となった。

	2023年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	金額	全体比(%)	2022年12月31日現在 金額	全体比(%)
顧客貸出金等合計	25,291,921	-	23,210,376	-
加算：未収利息	60,528	-	53,524	-
控除：償却原価で測定する顧客貸出金等に係る減損損失引当金	750,354	-	672,224	-
顧客貸出金等（純額）	24,602,095	56.3	22,591,676	57.0
投資	11,255,131	25.8	10,533,702	26.6
現金および中央銀行預け金	3,671,553	8.4	3,427,892	8.7
銀行およびその他の金融機関預け金	1,232,233	2.8	1,192,532	3.0
リバース・レボ契約	1,693,205	3.9	864,122	2.2
その他	1,215,389	2.8	1,000,222	2.5
資産合計	43,669,606	100.0	39,610,146	100.0

貸出金

当行は、資産の質を安定した制御可能な状態に維持しつつ、クレジット構造の調整の内発的な原動力を強化し、実体経済に貢献するためのあらゆる取組みを行った。当行は、引き続き重点分野および弱点事項（製造業、戦略的新興産業、科学技術革新、グリーン・ファイナンス、インクルーシブ・ファイナンス、農村振興等）を強化した。2023年6月末現在、貸出金等合計は前年末比2,081,545百万人民元（9.0％）増加の25,291,921百万人民元となった。このうち、国内支店における人民元建貸出金は、前年末比1,994,425百万人民元（9.3％）増加の23,477,389百万人民元となった。

貸出金の事業分野別内訳

	2023年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	金額	全体比(%)	2022年12月31日現在 金額	全体比(%)
法人貸出金	15,760,433	62.3	13,826,966	59.6
短期法人貸出金	3,755,221	14.8	3,150,517	13.6
中長期法人貸出金	12,005,212	47.5	10,676,449	46.0
割引手形	1,055,573	4.2	1,148,785	4.9
個人貸出金	8,475,915	33.5	8,234,625	35.5
住宅ローン	6,374,390	25.2	6,431,991	27.7
個人消費ローン	262,397	1.0	232,442	1.0
個人事業融資	1,189,042	4.7	930,040	4.0
クレジットカード貸越	650,086	2.6	640,152	2.8
合計	25,291,921	100.0	23,210,376	100.0

当行は、製造業、戦略的新興産業、グリーン・ファイナンス、インクルーシブ・ファイナンス等の重点分野に対する与信の支援を絶えず強化し、新たな製造業、新たなサービス業、新たな基礎産業およびハイテク産業の顧客群に対する法人向け与信配分を深化させた。また、北京・天津・河北地域、長江デルタ地域、粵港澳大湾区、中国中部地区、成都・重慶経済圏などの重点戦略的地域における当行の法人貸出金は引き続き増加した。法人貸出金は、前年末比1,933,467百万人民元（14.0％）の増加となった。具体的には、短期法人貸出金が前年末比604,704百万人民元、中長期法人貸出金が前年末比1,328,763百万人民元、それぞれ増加した。

当行は、国民にメリットをもたらし、硬直的だが上向き傾向にある住宅需要により適切に応えるための住宅ローンを対象とする優先的支援を増やした。当行は、小規模・零細企業の所有者および個人事業主に対する金融支援を増やした。また、当行は、持続的な消費回復を促進するために、個人消費ローン業務を精力的に発展させた。個人貸出金は、前年末比241,290百万人民元（2.9％）の増加となった。特に、個人消費ローンが29,955百万人民元（12.9％）、個人事業融資が259,002百万人民元（27.8％）増加した。

投資

当行は、国家発展戦略の実施を積極的に支援し、実体経済への貢献の取組みを強化し、地域の経済発展および優良企業の事業拡大のための強力な金融支援を行った。2023年6月末現在、投資は、前年末比721,429百万人民元（6.8％）増加の11,255,131百万人民元となった。このうち、債券は、703,274百万人民元（7.0％）増加して10,766,844百万人民元となった。

	2023年6月30日現在		2022年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
債券	10,766,844	95.6	10,063,570	95.5
資本性金融商品	192,193	1.7	190,869	1.8
ファンドその他	176,245	1.6	168,855	1.6
未収利息	119,849	1.1	110,408	1.1
合計	11,255,131	100.0	10,533,702	100.0

債券投資の発行体別内訳

	2023年6月30日現在		2022年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
政府債券	7,982,371	74.2	7,422,555	73.8
中央銀行債券	36,400	0.3	56,817	0.5
政策銀行債券	850,912	7.9	762,209	7.6
その他の債券	1,897,161	17.6	1,821,989	18.1
合計	10,766,844	100.0	10,063,570	100.0

発行体別の内訳では、前年末比で、政府債券は559,816百万人民元（7.5％）増加、中央銀行債券は20,417百万人民元（35.9％）減少、政策銀行債券は88,703百万人民元（11.6％）増加、その他の債券は75,172百万人民元（4.1％）増加となった。

債券投資の残存期間別内訳

残存期間	2023年6月30日現在		2022年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
無期限 ⁽¹⁾	76	0.0	284	0.0
3ヶ月未満	877,814	8.2	694,517	6.9
3から12か月	1,196,300	11.1	1,372,035	13.6
1年から5年	3,854,985	35.8	3,649,538	36.3
5年超	4,837,669	44.9	4,347,196	43.2
合計	10,766,844	100.0	10,063,570	100.0

（注1）延滞債券を指す。

債券投資の通貨別内訳

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日現在		2022年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
人民元建債券	9,813,781	91.2	9,217,302	91.6
米ドル建債券	639,408	5.9	559,753	5.6
その他の外貨建債券	313,655	2.9	286,515	2.8
合計	10,766,844	100.0	10,063,570	100.0

通貨別の内訳では、前年末比で人民元建債券が596,479百万人民元（6.5%）、米ドル建債券が79,655百万人民元（14.2%）相当額、その他の外貨建債券が27,140百万人民元（9.5%）相当額増加した。本報告対象期間中、当行は、債券の流動性、安全性および収益性を考慮して通貨構成を合理的に調整し、外貨資金の利用効率を高めた。

投資の測定方法別内訳

(単位：百万人民元、%を除く。)

	2023年6月30日現在		2022年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	813,301	7.2	747,474	7.1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	2,396,732	21.3	2,223,096	21.1
償却原価で測定する金融投資	8,045,098	71.5	7,563,132	71.8
合計	11,255,131	100.0	10,533,702	100.0

2023年6月末現在の当グループの保有する金融債券⁽¹⁾は1,956,383百万人民元となった。うち、政策銀行債券は850,912百万人民元、銀行および銀行以外の金融機関が発行した債券は1,105,471百万人民元となり、金融債券全体に占める割合は、それぞれ43.5%、56.5%となった。

（注1）金融債券とは、金融機関が債券市場で発行した負債性証券をいい、政策銀行、銀行および銀行以外の金融機関が発行した債券を含むが、再編に伴う負債性証券および中央銀行債券は除く。

当行が保有する金融債券上位10本

(単位：百万人民币、%を除く。)

債券名	額面金額	年利(%)	満期日	減損損失 引当金 ⁽¹⁾
2015年政策銀行債券	22,120	4.21	2025年4月13日	-
2022年政策銀行債券	20,780	1.65	2023年9月5日	-
2020年政策銀行債券	19,460	3.23	2030年3月23日	-
2022年政策銀行債券	19,400	2.77	2032年10月24日	-
2020年政策銀行債券	18,044	2.96	2030年4月17日	-
2022年政策銀行債券	17,850	2.90	2032年8月19日	-
2019年政策銀行債券	17,244	3.45	2029年9月20日	-
2015年政策銀行債券	16,390	4.29	2025年4月7日	-
2019年政策銀行債券	16,269	3.48	2029年1月8日	-
2020年政策銀行債券	15,136	3.79	2030年10月26日	-

(注1) 予想信用損失モデルに従って計上されたステージ1の減損損失引当金を除く。

リバース・レポ契約

リバース・レポ契約は、前年末比829,083百万人民币(95.9%)増加の1,693,205百万人民币となった。これは主に、当行が資金の変化状況に基づいて資金運用戦略を合理的に調整し、貸出資金の規模を増加したことによるものである。

負債

2023年6月末現在の当行の総負債額は、前年末比3,978,459百万人民币(11.0%)増加の40,073,186百万人民币となった。

(単位：百万人民币、%を除く。)

	2023年6月30日現在		2022年12月31日現在	
	金額	全体比(%)	金額	全体比(%)
顧客預り金	33,373,772	83.3	29,870,491	82.8
銀行およびその他の 金融機関預り金	3,050,944	7.6	3,187,712	8.8
レポ契約	692,327	1.7	574,778	1.6
発行社債	1,174,487	2.9	905,953	2.5
その他	1,781,656	4.5	1,555,793	4.3
負債合計	40,073,186	100.0	36,094,727	100.0

顧客預り金

顧客預り金は、当行の主要な資金源である。2023年6月末現在の顧客預り金残高は、前年末比3,503,281百万人民元（11.7％）増加の33,373,772百万人民元となった。顧客別では、法人顧客預金が1,874,048百万人民元（12.8％）、個人顧客預金が1,577,208百万人民元（10.8％）増加した。満期別では、定期預金が3,627,306百万人民元（23.9％）増加し、要求払預金は176,050百万人民元（1.3％）減少した。通貨別では、人民元建預金が3,363,439百万人民元（11.9％）増加して31,516,453百万人民元となり、外貨建預金が139,842百万人民元（8.1％）増加して1,857,319百万人民元相当額となった。

顧客預り金の事業分野別内訳

	2023年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	金額	全体比(%)	2022年12月31日現在 金額	全体比(%)
法人顧客預金				
定期	8,656,462	26.0	6,594,898	22.1
要求払	7,888,740	23.6	8,076,256	27.0
小計	16,545,202	49.6	14,671,154	49.1
個人顧客預金				
定期	10,119,661	30.3	8,553,919	28.6
要求払	6,002,853	18.0	5,991,387	20.1
小計	16,122,514	48.3	14,545,306	48.7
その他の預金⁽¹⁾	230,591	0.7	199,465	0.7
未収利息	475,465	1.4	454,566	1.5
合計	33,373,772	100.0	29,870,491	100.0

（注1）仕向送金および未払送金を含む。

顧客預り金の地域別内訳

	2023年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	金額	全体比(%)	2022年12月31日現在 金額	全体比(%)
本店	31,886	0.1	35,579	0.1
長江デルタ	7,057,345	21.1	6,249,754	20.9
珠江デルタ	4,712,013	14.1	4,048,164	13.6
環渤海地区	8,655,877	25.9	7,629,312	25.5
中部地区	4,908,157	14.7	4,455,782	14.9
西部地区	5,174,354	15.5	4,776,285	16.0
東北地区	1,743,213	5.2	1,608,543	5.4
海外その他	1,090,927	3.4	1,067,072	3.6
合計	33,373,772	100.0	29,870,491	100.0

発行社債

発行社債は、前年末比268,534百万人民元（29.6％）増加して1,174,487百万人民元となった。これは主に、当行が発行した譲渡性預金（NCD）およびTier 2 資本債券の規模の拡大によるものである。

自己資本比率およびレバレッジ比率

当行は、資本管理規則に従いすべてのレベルの自己資本比率を算出した。当行は、規制当局が承認した先進的自己資本管理手法の適用範囲に従って、法人向け信用リスクに基礎内部格付手法（「IRB」）、個人向け信用リスクにIRB手法、市場リスクに内部モデル手法（「IMA」）、オペレーショナル・リスクに標準的手法を採用し、規制要件を充足した。IRB手法の対象外の信用リスクについては規制上の加重手法を採用し、IMA手法の対象外の市場リスクについては標準的手法を採用した。

当グループおよび親会社の自己資本比率算出結果

	2023年6月30日現在		(単位：百万人民元、％を除く。)	
	2022年12月31日現在			
	グループ	親会社	グループ	親会社
普通株式等Tier 1 資本	3,201,381	2,886,248	3,121,080	2,824,565
Tier 1 資本	3,556,297	3,213,112	3,475,995	3,152,660
自己資本の額	4,473,996	4,120,514	4,281,079	3,945,322
普通株式等Tier 1 自己資本比率（％）	13.20	13.01	14.04	14.03
Tier 1 自己資本比率（％）	14.67	14.49	15.64	15.66
自己資本比率（％）	18.45	18.58	19.26	19.60

2023年6月末現在の資本管理規則に基づいて当行が算出した普通株式等Tier1自己資本比率、Tier1自己資本比率および自己資本比率は、それぞれ13.20％、14.67％および18.45％となり、いずれも規制要件を充たしている。

自己資本比率

(単位：百万人民元、%を除く。)

2023年6月30日現在

2022年12月31日現在

普通株式等Tier 1 資本	3,221,767	3,141,891
払込資本	356,407	356,407
資本準備金の有効部分	148,190	148,174
利益準備金	392,414	392,162
一般準備金	496,678	496,406
利益剰余金	1,827,301	1,766,288
非支配持分の有効部分	3,283	3,293
その他	(2,506)	(20,839)
普通株式等Tier 1 資本控除	20,386	20,811
のれん	8,631	8,320
土地使用権以外のその他無形資産	6,989	7,473
貸借対照表上公正価値評価されていないヘッジ項目に 関するキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金	(3,214)	(2,962)
支配はしているが非連結の金融機関によって発行され た普通株式等Tier 1 資本商品に対する投資	7,980	7,980
普通株式等Tier 1 資本（純額）	3,201,381	3,121,080
その他Tier 1 資本	354,916	354,915
その他Tier 1 資本商品および関連プレミアム	354,331	354,331
非支配持分の有効部分	585	584
Tier 1 資本（純額）	3,556,297	3,475,995
Tier 2 資本	917,699	805,084
Tier 2 資本商品の有効部分および関連プレミアム	583,691	528,307
貸出金減損の超過引当金	332,970	275,764
非支配持分の有効部分	1,038	1,013
自己資本の額（純額）	4,473,996	4,281,079
リスク加重資産⁽¹⁾	24,244,321	22,225,272
普通株式等Tier 1 自己資本比率（%）	13.20	14.04
Tier 1 自己資本比率（%）	14.67	15.64
自己資本比率（%）	18.45	19.26

（注1）資本フロアおよび調整を考慮した後のリスク加重資産を表している。

リスク加重資産

	(単位：百万人民币)	
	2023年6月30日現在	2022年12月31日現在
信用リスク加重資産	22,482,101	20,488,486
内部格付手法の対象部分	14,829,883	13,248,337
内部格付手法の対象外部分	7,652,218	7,240,149
市場リスク加重資産	228,641	203,207
内部モデル手法の対象部分	114,446	80,583
内部モデル手法の対象外部分	114,195	122,624
オペレーショナル・リスク加重資産	1,533,579	1,533,579
合計	24,244,321	22,225,272

レバレッジ比率

	(単位：百万人民币、%を除く。)			
	2023年6月30日 現在	2023年3月31日 現在	2022年12月31日 現在	2022年9月30日 現在
Tier 1 資本	3,556,297	3,560,849	3,475,995	3,391,913
貸借対照表計上・非計上資産の 調整後残高	45,931,590	44,231,978	41,780,554	41,802,773
レバレッジ比率(%)	7.74	8.05	8.32	8.11

資本管理規則に従って開示された情報

自己資本比率

自己資本比率算出の範囲

自己資本比率算出の範囲は、資本管理規則に定められているとおり、当行および当行が直接または間接に投資するすべての適格な金融機関とする。

信用リスク

信用リスク・エクスポージャー

	2023年6月30日現在		(単位：百万人民币) 2022年12月31日現在	
	内部格付手法 の対象部分	内部格付手法 の対象外部分	内部格付手法 の対象部分	内部格付手法 の対象外部分
企業	15,038,215	2,130,287	13,218,501	1,921,276
政府系	-	9,426,916	-	8,887,123
金融機関	-	5,001,681	-	4,113,104
個人向け	8,331,127	559,240	8,091,471	525,806
株式	-	194,074	-	193,606
証券化資産	-	92,326	-	97,472
その他	-	4,861,297	-	5,139,070
総リスク・エクスポージャー	23,369,342	22,265,821	21,309,972	20,877,457

市場リスク

市場リスクに対する自己資本要件

リスク種類	(単位：百万人民元)	
	2023年6月30日現在	2022年12月31日現在
内部モデル手法の対象部分	9,156	6,447
内部モデル手法の対象外部分	9,136	9,810
金利リスク	5,964	5,335
コモディティ・リスク	3,131	4,435
オプション・リスク	41	40
合計	18,292	16,257

(注) 規制当局が承認した先進的自己資本管理手法の適用範囲に従って、当行の市場リスクに対する内部モデル手法は、当グループの為替リスク、親会社およびICBC（カナダ）の一般金利リスクならびに親会社のコモディティ・リスクを対象としている。内部モデル手法の対象外の部分は標準的手法によって測定される。

当行は、内部モデル手法による自己資本比率測定に用いるために、バリュー・アット・リスク（VaR）およびストレスVaRを測定するためのヒストリカル・シミュレーション法（99%信頼区間、保有期間10日間および日次ベース）を採用した。

バリュー・アット・リスク（VaR）

	2023年6月30日に終了した 6か月間				2022年6月30日に終了した 6か月間			
	期末	平均	最大	最小	期末	平均	最大	最小
	(単位：百万人民元)				(単位：百万人民元)			
VaR	883	1,226	1,562	854	428	354	539	231
金利リスク	496	786	1,064	360	204	223	287	125
為替リスク	577	653	770	418	343	313	365	219
コモディティ・リスク	178	161	190	126	74	79	256	49
ストレス時VaR	1,416	1,846	2,206	1,040	1,709	1,683	2,058	996
金利リスク	1,493	1,928	2,231	1,197	1,753	1,640	2,076	588
為替リスク	577	653	770	418	421	842	1,414	370
コモディティ・リスク	178	161	190	126	137	145	518	97

オペレーショナル・リスク

当行は、オペレーショナル・リスクに対する自己資本要件の測定に標準的手法を採用した。2023年6月末現在のオペレーショナル・リスクに対する自己資本要件の額は122,686百万人民元であった。

銀行勘定における株式リスク

(単位：百万人民元)

株式の種類	2023年6月30日現在			2022年12月31日現在		
	上場株式投資の リスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	非上場株式 投資のリスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	未実現潜在的 利益 (損失) ⁽²⁾	上場株式投資の リスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	非上場株式 投資のリスク・ エクスポ ージャー ⁽¹⁾	未実現潜在的 利益 (損失) ⁽²⁾
金融機関	29,657	19,889	8,739	32,286	15,898	7,509
企業	28,888	127,317	(5,496)	22,292	137,390	(5,120)
合計	58,545	147,206	3,243	54,578	153,288	2,389

(注1) 上場株式投資は、上場会社株式に対する投資を指し、非上場株式投資は、非上場会社株式に対する投資を指す。

(注2) 未実現潜在的利益(損失)は、貸借対照表上は認識されているが、損益計算書上は認識されていない未実現利益(損失)を指す。

(2) 財政状態

上記「3(1) 経営成績の状況」を参照のこと。

(3) キャッシュ・フローの状況

当半期の営業活動による純キャッシュ・フローは、前年同期が1,410,405百万人民元のインフローであったのに対し、1,297,269百万人民元のインフローとなった。当半期の投資活動による純キャッシュ・フローは、前年同期が681,130百万人民元のアウトフローであったのに対し、456,821百万人民元のアウトフローとなった。当半期の財務活動による純キャッシュ・フローは、前年同期が30,198百万人民元のインフローであったのに対し、231,872百万人民元のインフローとなった。

2023年6月30日現在の現金および現金同等物残高は3,036,874百万人民元となり、2022年6月30日現在の2,220,240百万人民元から増加した。

(4) 生産、受注及び販売の状況

上記「3(1) 経営成績の状況」および下記「3(5) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(5) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

本年年初より、複雑で厳しい外部環境の中で、当行は、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を学び、実行するためのテーマのある教育を貫徹実行し、中国共産党中央委員会および国務院による決定と計画を真摯に実行した。当行は、安定の中で進歩を求めるという一般原則を堅持し、新たな発展理念を全面的に完全かつ誠実に貫徹した。当行は、中国の現代化という中心的タスク、質の高い発展という主要タスクおよび新たな発展モデルの促進という戦略的タスクに重点を置いて、金融業務の政治性および市民志向性を貫徹し、中国の特色ある金融発展の道をしっかりと歩んだ。当行は、経済全体の「安定」を当行の業務の「安定」によって支え、経済において質の面での効果的な向上および量の面での合理的な成長を実現できるような支援を行うことに重点をおいて、CPC ICBC Committeeの「48字」ガイドラインに従い、安定的成長の持続、構造の調整、成長の推進力の向上、リスクの予防および新天地の開拓といったタスクを着実に進めた。

当行の2023年上半期の業績は予想より好調であり、「強力・優秀・大規模」の中核指標の観点からも着実な成長が維持された。「**強力**」について、当グループの自己資本比率は18.45%となり、不良債権に対する引当金は218.62%となり、リスク耐性がさらに強化された。不良債権比率は1.36%となった。これは、資産の質が安定した状態に保たれていることを示している。「**優秀**」について、当行による実体経済に対する利益譲歩は増加したが、平均総資産利益率（ROA）および加重平均株主資本利益率（ROE）は比較的良好な水準を維持した。純金利マージンは合理的な範囲で維持された。費用対収益率は安全かつ合理的な水準で維持された。「**大規模**」について、当グループの営業収益、当期純利益、資産、預金、貸出金、資本等はすべて、金融機関中首位を維持した。

当行は、**安定成長の維持という国家戦略を支援し、継続的に大手銀行としての責任を果たした**。当行は、「国のニーズに応え、金融の機能を十分に発揮し、顧客の期待に応え、ICBCの強みを活かす」ことに重点をおいて、引き続き金融供給を増やし、大銀行としての機能を十分に発揮し、経済の持続的な回復および成長を支援した。**貸出金の総量について**、国内支店における人民元建貸出金の残高は1.99兆人民元増加し、前年比増分は3,876億人民元増加し、増分と前年比成長率のいずれも業界首位となった。当行は、貸出金の総量、増分および新規投資額の全てにおいて業界首位を維持した。**与信対象分野について**、当行は、当行の主要責務と主要事業に重点をおいて、実体経済の重点分野と弱点分野への支援を増やした。製造業に対する貸出金の残高は3.6兆円に達し、戦略的新興産業に対する貸出金の残高は2兆人民元を上回り、グリーンクレジットの残高は5兆人民元超を記録し、総量と増分のいずれも業界首位となった。インクルーシブ・ローンの残高は2兆人民元を上回り、農業関連貸出金の残高は4兆円近くに達し、いずれも業界トップの成長率であった。民間企業向け貸出金の残高は5兆人民元を上回った。「専門化・精緻化・特色化・斬新化」（SRDI）を特徴とする企業向けの貸出金の増分は、前年同期比の増分を上回った。国内の主要な貿易会社および外資企業向けのオンバランスおよびオフバランスでの融資は6,500億人民元を上回った。個人貸出金および法人貸出金の前年比増分は1,465億人民元増加した。これは消費の促進につながり、国民の生活が向上した。

総合的で体系化されたリスク管理体制を確立することにより、資産の質が安定した状態に保たれた。当行は、国家安全保障についての総合的体制を確立し、ボトムラインの考え方を堅持することにより、発展と安全の両方を実現できるようにした。当行は、「五方面リスク管理方式」すなわち、国内外組織全体のリスク管理、オンバランス化およびオフバランス化、商業銀行業務、投資銀行業務およびその他業務、オンライン業務およびオフライン業務、本店および下部組織の5つの側面の管理を深化させた。当行は、「積極的な予防、スマートコントロール、総合的な管理」のガイドラインに従い、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の予防を万全にし、大銀行にとっての「安全第一」の基準の確立に取り組んだ。インテリジェント化されたリスク管理の水準が効果的に高められ、資産の質に関する業務が着実に前進し、与信承認に関する新たな規則が徹底的に実施され、内部統制・事案防止の主要業務が積極的に進められ、消費者保護の取組みにおいて成果が見られ、安全な業務運営のための対策がさらに強化された。当グループの資産の質は全体的に安定しており、あらゆる種類のリスクが制御されていた。

当行は、構造の調整および成長の推進力の向上への取組みを強化することにより、さらに強力な成長の原動力を生み出した。当行は引き続き「強みを活かして弱みを補い、堅固な基礎・基盤を構築する」という理念の四つの戦略的な内容ならびに個人金融、外国為替業務、重点分野および都市・農村の協調的発展の戦略的優先事項を推進した。当行のグループ発展計画の実施において新たな進展が見られた。当行は、GBC+（政府・事業体・消費者）の基礎プロジェクトを深化させ、個人顧客の数を729百万件まで増やし、法人顧客の数を11百万件超まで増やした。当行は、大規模企業、中規模企業、小規模企業、零細企業および個人顧客を調整した多様な顧客構造の構築を加速させた。これにより、人民元建預金の残高は30兆人民元超、増分は3兆人民元超となった。当行の運用資産残高は20兆人民元を上回った。当行は、「大口顧客と小口顧客のバランスを取り、リテール業務を優先する」という原則を堅持し、大口顧客、大型プロジェクト、小規模・零細企業、個人事業主およびSRDIの「小さな巨人」の役に立つための協調的な取組みを行った。多様な与信構造にこのような調整を加えることで、目覚ましい効果が得られた。当行は、サウジアラビアのジェッダ支店を無事に立ち上げた。当行は、ブラジルで人民元クリアリング銀行として業務を行うことが認められた。また、ICBCの人民元クリアリング銀行の数は11まで増えた。これにより、当行のグローバルな金融サービスネットワークはさらに精緻化された。当行は、「顧客の役に立ち、従業員に力を与える」ことに重点を置いて、D-ICBCの開発を深化させ、金融サービスのデジタル化を加速させた。当行は、モバイルバンキング、オープンバンキングおよびICBC e Life等の分野における多数のデジタル革新の成果の導入を成功させ、質の高い発展の推進力をさらに高めた。

4 【経営上の重要な契約等】

本報告対象期間中、当行は重要な資産の取得、売却および合併を行わなかった。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中に重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2023年6月30日現在)

授権株数 ⁽¹⁾	発行済株式総数	未発行株式数 ⁽¹⁾
-	357,701,257,089株 ⁽²⁾	-

注

(1) 中国会社法は、授権株式の制度を定めていない。

(2) A株式269,612,212,539株、H株式86,794,044,550株、国外優先株式145,000,000株および国内優先株式1,150,000,000株で構成されている。

【発行済株式】

(2023年6月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面1.00人民元	普通株式	356,406,257,089株	A株式：上海証券取引所 H株式：香港証券取引所 メインボード	該当事項なし
記名式額面100人民元	優先株式	1,295,000,000株	国外優先株式：香港証券取引所 国内優先株式：上海証券取引所	下記「優先株式 についての特 則」を参照

優先株式についての特則

米ドル国外優先株式

(1) 発行される優先株式の種類

中国国外市場で当行が発行する優先株式の種類は、中華人民共和国および国外の法律、規則および規制文書の要件を満たす優先株式（以下「国外優先株式」といい、中国国内市場で発行される優先株式（以下「国内優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期日

国外優先株式は永久優先株式であるため、満期日は設定しない。当行は、発行要項に定める場合に限り国外優先株式を償還する権利を有する。国外優先株式は国外優先株主の選択により償還することはできず、また、国外優先株主は、当行に対し国外優先株式の償還を請求する権利を有さない。

(4) 配当金

発行要項の規定に従い、各国外優先株式の保有者は非累積型配当をこれが中止されない限り受領する権利を有するものとし、配当金の支払いは年1回の後払いとする。

発行要項の規定に従い、各配当金は年1回9月23日に後払いで支払われる。

発行要項の規定に従い、発行日（当日を含む。）から第1リセット日（当日を含まない。）までの期間中の各配当支払日に支払われる配当金は、国外優先株式の残余財産優先分配権1,000米ドル当たり35.8米ドルとする。

(5) 配当率

国外優先株式は、その残余財産優先分配権について以下の該当配当率で配当が発生する。

- (a) 発行日（当日を含む。）から第1リセット日（当日を含まない。）までについては、年率3.58%
- (b) 以降、第1リセット日および以降の各リセット日（当日を含む。）から翌リセット日（当日を含まない。）までの期間については、該当するリセット配当率

ただし、配当率は、いかなる場合においても年率13.42%（すなわち、発行日前の直近2会計年度の当行の加重平均株主資本利益率の平均（「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂、その後の改訂を含む。）に従い決定され、当行の普通株式の保有者に帰属する利益率に基づき計算される。）を上回らないものとする。

(6) 配当の分配条件

各配当支払日における配当金の支払いは以下を条件とする。

- (a) 取締役会が当行の定款に従い配当宣言の決議を可決していること
- (b) 当行が、法律に従って過年度の欠損金を補填し、法定準備金を積み立て、かつ一般引当金を計上した後も分配可能税引後利益（すなわち、中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のいずれか少ない金額）を有していること
- (c) 当行の該当する自己資本比率が規制上の要件を満たしていること

また、その都度株主総会において決議が可決されることを条件に、当行は、本来であれば配当支払日に支払われる予定であった配当（の全部または一部）を発行要項に定める方法により中止することができる。当行は、その裁量により、配当中止により生じた資金を使用して期限が到来するその他の債務の返済に充当することができる。発行要項に定める場合を除き、国外優先株主は、当該株主総会を招集し、これに出席し、または当該株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

発行要項に従った配当金（の全部または一部）の支払いの中止は、目的の如何を問わず当行による債務不履行に該当しないものとする。配当金の支払いは累積されない。当行が当該株主総会における決議および発行要項に従い配当（の全部または一部）を中止する場合、該当する配当期間中に国外優先株主に対して全額の分配がなされていない配当金は以降の配当期間に累積されない。

当行が発行要項に定める配当率で配当金の支払いをした後は、国外優先株主は普通株主とともに当行の残余利益の分配を受ける権利を有さないものとする。

(7) 配当中止後の制限

当行が配当支払日に支払予定であった配当（の全部または一部）の中止を選択する場合（ただし、当該配当中止が存続不能に関するトリガー事象が発生したことにより発行要項に従ってなされた場合を除く。）、国外優先株式の配当（の全部または一部）の中止には株主総会における決議の可決を要する。当行は、株主総会で可決された国外優先株式の配当（の全部または一部）の中止の決議はパリティ債務配当中止決議であることを約し、また、株主総会に対してパリティ債務配当中止決議でない国外優先株式の配当中止の決議を提案しないことを約する。発行要項に定める場合を除き、国外優先株主は、当該株主総会を招集し、これに出席し、または当該株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

株主総会においてパリティ債務配当中止決議が承認された日の翌日より、当行は、(i) 次の配当支払日に支払予定の配当金の国外優先株主に対する全額支払い、または、(ii) 発行済国外優先株式全ての償還、買入消却または転換のいずれか先に実施された時点まで、普通株式について、または他の種類の株式もしくは債務で国外優先株式に劣後し、もしくは劣後することが明示されているものについて、現金その他による分配、配当のいずれも実施しないものとし、また、現金その他による分配、配当のいずれも実施されないようにする。国外優先株式およびパリティ債務の配当金支払い（の全部または一部）の中止は、発行要項に定める範囲に限り分配または配当の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。

(8) 存続不能に関するトリガー事象発生による強制転換

存続不能に関するトリガー事象が発生した場合、当行は以下を全て実施するものとする（規制当局の承認を得たうえで実施するが、優先株主または普通株主の同意は要さない。）。

- (a) 転換日（当日を含む。）までに生じた未払いの関連損失吸収額に関する配当を中止する。
- (b) 以下のとおり、国外優先株式の全部または一部を、転換日をもって、撤回不能として、発行要項に従いH株式に強制転換する。
 - (i) 国外優先株式は、同じトリガー事象による他の全ての追加的Tier 1 資本商品の償却、転換または消却と同時にその条件または適用法令に従い転換されるものとする。ただし、Tier 2 資本商品の償却、転換または消却より前に実施する。
 - (ii) 国外優先株式は、(A) 国外優先株主が有する関連損失吸収額（1.00米ドル＝7.8492香港ドルの固定為替レートで香港ドルに転換されたもの）を(B) 有効な強制転換価格で除し、（適用法令により認められる範囲で）H株式の直近の整数に切り捨てた数と等しいH株式数に転換されるものとする。転換により生じたH株式1株未満の端株は発行されず、これに代わる現金支払いまたはその他の調整は行わない。

(9) 強制転換価格

国外優先株式の当初の転換価格は、H株式1株当たり5.73香港ドルであるが、発行要項に定める調整がなされることがある。

国外優先株式の当初の強制転換価格は、国外優先株式の発行計画に関する取締役会決議公告日（2018年8月30日）の前20取引日における当行H株式の平均取引価格に基づき計算された。

発行要項の規定に従い、次の場合には強制転換価格の調整がなされるものとする。

- (a) 当行が、無償交付または増資により、全額払込済みとして計上されているいずれかの種類の普通株式を普通株主に発行する場合
- (b) (i) 当行がいずれかの種類の普通株式（いずれかの発行済み金融商品に基づく当該種類の普通株式への転換、交換、その引受または購入の権利の行使により発行される当該種類の普通株式を除く。）を、当該新株発行の最初の公告（すなわち有効かつ撤回不能な発行条件を含む公告）のなされた日の直前の取引日における当該種類の普通株式1株当たりの終値（当該種類の普通株式が上場されている主たる証券取引所が公表するもの）を下回る当該種類の普通株式1株当たりの価格で発行する場合、または(ii) 当行が権利発行によりいずれかの種類の普通株式を発行する場合
- (c) 当行株式の買入消却、当行の合併・分割またはその他の事情による当行株式の種類、株式数、株主資本の変更により国外優先株主の権利および利益に影響がありうる場合

(10) 任意償還

規制当局の承認を得ていること（ただし国外優先株主または普通株主の同意は要さない。）、および償還の条件を満たしていることを条件として、当行は、国外優先株主および財務代理人に対する30日以上前の通知をして、第1リセット日およびこれ以降は国外優先株式が全て償還または転換されるまでの各配当支払日に国外優先株式の全部または一部を償還することができる。償還される各国外優先株式の償還価格は、その残余財産優先分配権および配当宣言されたが直前の配当支払日（当日を含む。）から償還予定日（当日を含まない。）までの期間において未払いの配当金の合計と等しい金額とする。

(11) 清算時の地位および権利

当行清算時の国外優先株主に関する権利および請求権の順位は次のとおりとする。

- (a) (i) 当行の全負債（劣後債およびその他の負債を含むがパリティ債務を除く。）および(ii) 当行が発行または保証する債務で、国外優先株式に優先し、または優先することが明示されたものの所有者の権利および請求権に劣後する。
- (b) あらゆる点について国外優先株主間と同順位とし、国外優先株主間において優先順位はなく、また、パリティ債務の所有者の権利および請求権と同順位とする。
- (c) 普通株主の権利および請求権に優先する。

当行清算時の当行財産の分配の優先順位は、(i) 清算費用、(ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額、(iii) 個人預金の元利金、(iv) 未払いの税金、(v) 当行のその他の債務とする。

当行清算時、上記(i)ないし(v)に従った分配がなされるまで当行財産は株主に分配されないものとする。上記(i)ないし(v)に従った分配がなされた後、当行の残余財産は、株式の種類と持株比率に応じて株主に分配されるものとする。国外優先株主の請求権は、パリティ債務の所有者の請求権と同順位とし、普通株主の請求権に優先するものとする。当行清算時に国外優先株主が各国外優先株式に関して受領する権利のある金額は、その残余財産優先分配権と当該国外優先株式について配当宣言されたが当期の配当期間において未払いの配当金の合計に等しい金額とする。

当行清算時に国外優先株式および全てのパリティ債務についての金額の全額を支払うのに十分な残余財産がない場合、国外優先株式およびパリティ債務について各国外優先株主、または（場合に応じて）各パリティ債務の所有者がそれぞれ受領する権利のある総額の、全ての国外優先株式とパリティ債務の総額に対する割合に応じて残余財産を比例配分する。

当行清算時に国外優先株主が受領する権利のある金額が全額支払われた後は、当該国外優先株主は、当行の残余財産についての権利および請求権を有さない。

(12) 税金および源泉徴収

中国の法律により源泉徴収または控除が求められない限り、国外優先株式に関する残余財産優先分配権または配当金は全て、中国またはその下級行政機関もしくは中国国内で課税権限を有する当局が課す、あるいはこれらに代わって課すあらゆる性質の全ての現在または将来の公租公課、査定額、行政費用を含まず、また、これらを源泉徴収または控除せずに支払われる。かかる場合には、発行要項に定める事由を条件として、当行は、当該源泉徴収または控除が求められなければ国外優先株主が受領していた金額を当該国外優先株主が受領できるように追加金額を支払うものとする。

(13) 議決権

発行要項に定める場合を除き、当行の定款に従い、国外優先株主は株主総会を招集し、これに出席し、または株主総会において議決権を行使する権利を有さないものとする。

当行の定款および発行要項に定める特定の場合に限り、国外優先株主は、特別決議について普通株主とは別の種類として議決権を行使することができる。国外優先株式1株につき、1個の議決権を有する。当行が保有する国外優先株式には議決権はない。

発行要項に定める議決権復権の取消しを条件として、発行要項に定める議決権復権事由が発生した場合、株主総会において当行は当該議決権復権事由を生じさせた配当の全額支払いをしないことが決議された日の翌日より、適用法令が認める範囲において、各国外優先株主は株主総会に出席し、株主総会に提案された決議について普通株主と同様に議決権を行使する権利を有するものとする。

(14) 準拠法

国外優先株式および当該株式に付される権利義務は中国法に準拠し、中国法に従い解釈されるものとする。

(15) 仲裁

当行の定款に基づき、当行および国外優先株主は以下の紛争解決規則に従うものとする。

- (a) 当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と当行間、当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と当行の取締役、監査役、上級役員間、または当行の海外上場株式（国外優先株式を含む。）の株主と国内上場株式の株主間において当行の事業に関して当行の定款または中国会社法およびその他関連する法律もしくは行政規則に定める権利義務に基づく紛争または請求が生じた場合、当該当事者は、かかる紛争または請求を仲裁に付すものとする。

上記のとおりに紛争または請求が仲裁に付される場合、当該紛争または請求の全てを仲裁に付すものとし、同一の事実による訴因のある者（すなわち当行または当行の株主、取締役、監査役、社長その他の上級役員）または当該紛争もしくは請求の解決のために参加することが必要な者は全て仲裁に従うものとする。

株主の定義および株主の登録に関する紛争は仲裁による解決を要さないものとする。

- (b) 仲裁に付される紛争または請求は、仲裁申立人の選択において、中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission）による同委員会の仲裁規則による仲裁または香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）による同センターの証券仲裁規則による仲裁のいずれかによることができる。仲裁申立人による紛争または請求の仲裁申立がなされた後は、仲裁は申立人が選んだ仲裁機関において行われるものとする。

仲裁申立人が香港国際仲裁センターにおける仲裁を選択した場合、各当事者は、深圳において香港国際仲裁センターの証券仲裁規則に従い仲裁を行うように求めることができる。

- (c) 法律または行政規則に別段の定めのない限り、前各号の紛争または請求の仲裁による解決には中国法が適用されるものとする。

- (d) 仲裁機関の仲裁判断は終局的なものとし、かつ各当事者に対する拘束力を有するものとする。

(16) 格付

当行は、国際的格付「A」をスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）より、「A1」をムーディーズより取得している。国外優先株式はムーディーズより「Ba1」を取得している。

各格付は国外優先株式の売買または保有を推奨するものではなく、いつでも停止、引下げまたは取消しがなされることがある。潜在的投資家は、当行の国外優先株式およびその他の有価証券の格付について独自に評価するものとする。

国内優先株式工行優 1

(1) 発行される優先株式の種類

中国国内市場で発行される当行の優先株式の種類は、優先株式の試験的な展開に関する中国国務院による指導的意見、優先株式に関する試験的行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導的意見およびその他の法律、規則および文書規制の関連要件を満たしている優先株式（以下「国内優先株式工行優 1」といい、他の国内優先株式、中国国外市場で発行されている優先株式（以下「国外優先株式」という。）と併せて「優先株式」という。）とする。

(2) 額面価額

1 株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期

国内優先株式工行優 1 に満期は設定しない。

(4) 配当金分配条項

(A) クーポンレート決定のための原則

国内優先株式工行優 1 は、一定でない間隔を空けてなされる調整の対象となるクーポンレートに基づいて値付けをされる。クーポンレートは、指標金利と固定スプレッドの合計とし、国内優先株式工行優 1 発行後の当初 5 年間は変更されない。その後、指標金利は、クーポンレートが変更されない 5 年毎に 1 回再調整される。国内優先株式工行優 1 発行時のクーポンレートと指標金利の差である固定スプレッドは、国内優先株式工行優 1 の残存期間を通じて変更されない。

国内優先株式工行優 1 発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cn）またはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる 5 年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち 2015 年 11 月 18 日）の直前 20 取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。クーポンレート再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する銀行間固定金利国債のイールドカーブに含まれる 5 年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の 5 年毎の応当日（すなわち 11 月 18 日））の直前 20 取引日間（当日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。再調整日の直前 20 取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による 5 年満期中国国債利回りの公表がない場合には、当該再調整日における指標金利は、国内優先株式工行優 1 のクーポンレート再調整日より前の直近の 20 取引日間に中国債券信息网が公表した 5 年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第 3 位を四捨五入して小数第 2 位まで求める。）とする。

国内優先株式工行優1発行時に設定されたクーポンレートは、価格発見に基づき4.50%（指標金利2.94%、固定スプレッド1.56%）と決定される。国内優先株式工行優1のクーポンレートは、発行前直近の二会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

注(1)「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株主に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

- (i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、国内優先株式工行優1株主に配当金を支払うことができる。本件発行において発行される国内優先株式工行優1は、配当金の分配に関しては国外優先株式と同順位であり、いずれも普通株式より優先される。国内優先株式工行優1株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

注(2)中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

- (ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、国内優先株式工行優1株主に対する配当金の支払いの全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払いを取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払いは行わない。国内優先株式工行優1株主に対する配当金支払いの取消しは、普通株主への配当金の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。当行が国内優先株式工行優1の配当の全部または一部の取消しを決定した場合、当行は、当該決定について、国内優先株式工行優1株主に対して、配当支払日の少なくとも10営業日前までに関連規則に従って通知する。
- (iii) 当行は、国内優先株式工行優1株主に対する配当金の全部または一部を取り消した場合、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優1株主への合意済みの配当金額全額の支払いの宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払いをしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

国内優先株式工行優1に対する配当金は、当行の残存する発行済み国内優先株式工行優1の額面総額に基づいて計算される。国内優先株式工行優1の配当金は年に一度、現金により支払われる。

当行が国内優先株式工行優1の配当支払を決定した場合、当行は、配当宣言日に配当の支払金額を宣言し、基準日において登録されている全ての国内優先株式工行優1株主は、当該配当による分配を受ける権利を有する。当行は、基準日において登録されている国内優先株式工行優1株主に対して、配当支払日に配当を支払う。

配当は、国内優先株式工行優1の発行にかかる払込期日（すなわち2015年11月23日）から生じる。配当支払日は、国内優先株式工行優1の発行にかかる払込期日の毎年各応当日（すなわち11月23日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。国内優先株式工行優1の配当について、配当支払日前に計算および支払いを要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。

当該配当の受領について国内優先株式工行優1株主に課される租税は、国内優先株式工行優1株主が、適用される法律および規則に従って負担する。

(D) 配当金の累積

国内優先株式工行優1の配当金は累積されない（すなわち、優先株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。）。

(E) 残余財産の分配

国内優先株式工行優1には、定められたクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されている。普通株式と同様、当行の残余財産の分配を受ける権利はない。

(5) 強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由（当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること）が発生した場合には、当行は、優先株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、残存する発行済み国内優先株式工行優1の全部または一部を、当該国内優先株式工行優1の額面総額に基づきA株式に転換することができる。一部を転換する場合、国内優先株式工行優1は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。かかる転換に伴い、国内優先株式工行優1の転換により発行される新規A株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。

- (ii) Tier 2 資本トリガー事由 (a) 規制当局により、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由)が発生した場合、当行は、優先株主の承認がなくても、残存するすべての発行済み国内優先株式工行優1を、当該国内優先株式工行優1の額面総額に基づきA株式に転換することができる。かかる転換に伴い、国内優先株式工行優1の転換により発行される新規A株式は、いかなる場合も優先株式に再度転換されることはない。

上記のトリガー事由が発生した場合、当行は、規制当局に報告してその審査および判断を仰ぐものとし、関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行うなど、関連する情報開示要件を遵守する。国内優先株式工行優1のA株式への転換により当行の支配権の変動または株式保有割合の変更が生じる場合、当該転換についても、中国および外国の規制当局の適用規則に従う。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、国内優先株式工行優1の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計 (すなわち、1株当たり3.44人民元)

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

国内優先株式工行優1の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各優先株主が保有する国内優先株式工行優1から転換されるA株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各国内優先株式工行優1株主が保有する国内優先株式工行優1の総額で、損失は国内優先株式工行優1と国外優先株式により均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は国内優先株式工行優1の強制転換価格を意味する。国内優先株式工行優1の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の国内優先株式工行優1の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払いをする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該国内優先株式工行優1の実際の保有日数に基づき計算する(当該計算上、1年を360日とする。)。A株式に転換された国内優先株式工行優1について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、残存する発行済み国内優先株式工行優1の全部または一部(損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。)は、上記計算式に基づき相応の株式数のA株式に転換される。

(D) 強制転換期間

国内優先株式工行優 1 の強制転換期間は、国内優先株式工行優 1 の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、すべての国内優先株式工行優 1 が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

国内優先株式工行優 1 の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行 A 株式に関して所定の事由（例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格での A 株式の新規発行（普通株式に転換可能な、当行が発行した一定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。）および割当て）が発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

国内優先株式工行優 1 の強制転換の結果、新規に発行される A 株式は、既存の発行済み A 株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されているすべての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

(6) 償還についての取決め

(A) 償還権

規制当局から承認を得ることを条件に、当行は国内優先株式工行優 1 を償還することができる。ただし、当行は、償還権の行使を予定していない。国内優先株式工行優 1 株主には、当行に対して自らが保有する国内優先株式工行優 1 の償還を求める権利はない。

国内優先株式工行優 1 には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また優先株主には保有する国内優先株式工行優 1 の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

規制当局の承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、発行開始日（すなわち2015年11月18日）の5年後の応当日から国内優先株式工行優 1 の全部または一部を償還することができる。国内優先株式工行優 1 の償還期間は、かかる開始日に始まり、すべての国内優先株式工行優 1 の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、国内優先株式工行優 1 は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が国内優先株式工行優 1 の償還権を行使する場合においては、当行は、可及的速やかにこれを国内優先株式工行優 1 株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による国内優先株式工行優 1 の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行が、償還される国内優先株式工行優 1 を同質またはそれより質の高い資本と交換し、かつ、資本の交換を当行の収益力維持を条件に行うこと、または

(ii) 当行の資本基盤が、償還後も規制当局の自己資本比率規制を大幅に上回ること

(C) 償還価格を決定する根拠

国内優先株式工行優1の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

(7) 議決権に対する制限

通常の状態において、国内優先株式工行優1には、国内優先株式工行優1株主が当行の株主総会を招集し、これに出席または議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、優先株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、優先株式1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する優先株式について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行定款の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の合併、分割、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

(8) 議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

国内優先株式工行優1の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で3会計年度または連続した2会計年度合意された配当金を国内優先株式工行優1株主に支払わなかった場合、国内優先株式工行優1株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された国内優先株式工行優1の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$$R = W / S$$

上記計算式において、「R」とは、各国内優先株式工行優1株主の有する国内優先株式工行優1から復権が可能なA株式の議決権を意味する。「W」とは、各国内優先株式工行優1株主が保有する国内優先株式工行優1の額面価額を意味する。「S」とは、国内優先株式工行優1の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。端数の議決権は最寄りの整数に切り捨てる。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 /
当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり3.44人民元）

(B) 議決権復権の取消し

当期の配当期間について国内優先株式工行優1に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い国内優先株式工行優1に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、国内優先株式工行優1には再び議決権が付与される。

(9) 残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、すべての国内優先株式工行優1は同順位となる。優先株主は、残余財産の分配に関しては、当行の預金者、通常債権者、劣後債保有者、転換社債保有者、Tier 2 資本債券およびその他のTier 2 資本金融商品の保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払い法人税
- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式クラスと株式保有割合に応じて分配される。国内優先株式工行優1は、残余財産の分配に関しては、当行が将来発行することのある優先株式の他、国外優先株式と同順位となるが、かかる優先株式はすべて普通株式より優先される。国内優先株式工行優1株主は、残存する発行済み国内優先株式工行優1の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、比例配分の上、国内優先株式工行優1株主および国外優先株主に対して分配される。

(10) 譲渡

非公募発行により発行された国内優先株式工行優1は、上海証券取引所において譲渡される。国内優先株式工行優1の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

国内優先株式工行優2

(1) 発行される優先株式の種類

中国国内市場で当行が発行する国内優先株式の種類は、中国国務院の優先株式の試験的な展開に関する指導意見、優先株式の試験的な展開に関する行政措置、商業銀行資本管理規則（暫定）、Tier 1 資本補充のための商業銀行による優先株式発行に関する指導意見およびその他の法律、規則および規制文書の関連要件を満たす優先株式（以下「国内優先株式工行優2」という。）とする。

(2) 額面価額

1株当たりの額面価額は100人民元である。

(3) 満期

国内優先株式工行優2に満期は設定しない。

(4) 配当金分配条項

(A) 配当率決定原則

国内優先株式工行優2の配当率は、一定でない間隔を空けて調整される。配当率は指標金利と固定スプレッドの合計とし、配当率調整期間を設ける。配当率は、国内優先株式工行優2発行（以下「本件発行」という。）後の当初5年間は固定とし、その後については5年毎に1回再調整される。各調整期間中の配当率は変更されない。固定スプレッドは、国内優先株式工行優2発行時の配当率と指標金利の差に等しいものとし、これは国内優先株式工行優2の存続期間中に変更されない。

国内優先株式工行優2発行時の指標金利は、中国債券信息网（www.chinabond.com.cn）またはその他中国の中央国債登記結算有限責任公司（CDC）が認めるウェブサイト。以下同様とする。）が公表する中国国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、発行開始日（すなわち2019年9月19日）の直前20取引日間（発行開始日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。配当率再調整日における指標金利は、中国債券信息网が公表する中国国債のイールドカーブに含まれる5年満期中国国債利回りの、再調整日（発行開始日の5年毎の応当日（すなわち9月24日））の直前20取引日間（再調整日を含まない。）の算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。再調整日の直前20取引日間のいずれの日にも中国債券信息网による5年満期中国国債利回りの公表がない場合においては、当該再調整日における指標金利は、国内優先株式工行優2の配当率再調整日前直近の20取引日間に中国債券信息网が公表した5年満期中国国債利回りの算術平均（百分率の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。）とする。

国内優先株式工行優2発行時に設定される配当率は、価格発見に基づき4.20%（指標金利2.96%、固定スプレッド1.24%）と決定される。国内優先株式工行優2の配当率は、発行前直近の2会計年度における当行の株主資本利益率の加重平均の年平均を上回ってはならない⁽¹⁾。

注(1)「有価証券を公募する会社による情報開示の作成に関する規則第9号（資本利益率と一株当たり利益の計算および開示）」（2010年改訂）に従い決定され、当行の普通株式の保有者に帰属する利益率に基づき計算される。

(B) 配当金分配条項

- (i) 過年度の損失の補填、法定準備金の積立ておよび一般引当金の繰入れを行った後に、分配可能な税引後利益⁽²⁾がある場合には、当行は、その自己資本比率が規制上の規則の要件を満たすことを条件に、国内優先株式工行優2の保有者（以下「国内優先株式工行優2株主」という。）に配当金を支払うことができる。本件発行において発行する国内優先株式工行優2は同順位とし、当行のA普通株式、H普通株式（以下「普通株式」といい、普通株式の保有者を「普通株主」という。）のいずれにも優先する。国内優先株式工行優2株主に対する配当金の分配は、当行の格付による影響は受けず、格付の変更に伴う調整は行われない。

注(2)中国の会計基準または国際財務報告基準に従って作成された親会社の財務諸表に表示されている未分配利益のうち、いずれか少ない金額を指す。

- (ii) 状況の如何を問わず、当行は、株主総会において株主の承認を得た上であれば、国内優先株式工行優2にかかる配当金の支払いの全部または一部を取り消すことができる。なお、かかる配当金の支払取消しは債務不履行を構成しない。当行は、その裁量において、支払いを取り消した配当金額を利用して、これを期限の到来した他の債務の返済に充当することができ、また、いかなる事情においても、かかる取り消された配当金についての支払いは行わない。国内優先株式工行優2株主に対する配当金支払いの取消しは、普通株主への配当金の支払いのみを制限し、当行に対するそれ以外の制約は構成しない。当行が上記の権利を行使する際には、優先株主の権利と利益を十分に考慮する。
- (iii) 当行は、国内優先株式工行優2にかかる配当金の全部または一部を取り消す場合、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優2株主への合意済みの配当金額全額の支払いの宣言を決定しない限り、普通株主に配当金の支払いをしてはならない。

(C) 配当金の支払方法

国内優先株式工行優2に対する配当は現金で支払われるものとし、当行の社外の発行済み国内優先株式工行優2の額面総額に基づいて計算される。国内優先株式工行優2の配当の支払いは年一回とし、配当は国内優先株式工行優2の払込期日（すなわち2019年9月24日）から生じる。配当支払日は、国内優先株式工行優2の払込期日の毎年各応当日（すなわち9月24日）とする。応当日が上海証券取引所の取引日でない場合、当該配当支払日は翌取引日に繰り下げられるものとし、当該繰下げられた期間について配当は生じない。国内優先株式工行優2の配当について、配当支払日前に計算および支払いを要する場合、当該配当は、計算上1年を360日とし、実際の経過日数に基づき日割り計算される。配当の計算結果は、人民元の小数第3位を四捨五入して小数第2位まで求める。当該配当の受領について国内優先株式工行優2株主が納付すべき租税は、国内優先株式工行優2株主が、関連法令に従って負担する。

(D) 配当金支払停止事由

当行が国内優先株式工行優2株主への配当金の全部または一部を取り消す場合、当行は、当該配当対象期間に関し、当行が国内優先株式工行優2株主に対する配当金額全額の支払いの宣言をしない限り、普通株主に配当の支払いをしてはならない。

(E) 配当金の累積

国内優先株式工行優2の配当金は累積されない(すなわち、国内優先株式工行優2株主に支払われなかった配当金額は翌配当年度に累積されない。)。

(F) 残余財産の分配

国内優先株式工行優2株主には所定のクーポンレートで配当金を受け取る権利のみが付与されており、普通株主と同様に当行の残余利益の分配を受ける権利はない。

(5) 強制転換条項

(A) 強制転換トリガー事由

- (i) その他Tier 1 資本トリガー事由(当行のコアTier 1 資本比率が5.125%以下まで低下すること)が発生した場合には、当行は、国内優先株式工行優2株主の承認がなくても、当行のコアTier 1 資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるため、社外の発行済み国内優先株式工行優2の全部または一部を、当該国内優先株式工行優2の額面総額に基づきA株式に転換することができる。一部を転換する場合、国内優先株式工行優2は同一の条件により同一の比率で転換するものとする。
- (ii) Tier 2 資本トリガー事由((a) 規制当局により、株式転換もしくは減資を行わないと当行は存続できないと判断された場合、または (b) 関連する規制機関により、公的機関の資本注入その他これに相当する支援がないと、当行は存続できないと判断された場合のうち、いずれか先に発生した事由)が発生した場合、当行は、国内優先株式工行優2株主の承認がなくても、社外のすべての発行済み国内優先株式工行優2を、当該国内優先株式工行優2の額面総額に基づきA株式に転換することができる。

上記の強制転換トリガー事由が発生した場合、当行は、規制当局に報告してその審査および判断を仰ぐものとし、中国証券法および関連規則に従って臨時報告書の提出や発表を行うなど、関連する情報開示要件を遵守する。

(B) 強制転換価格の決定

当初の強制転換価格は、国内優先株式工行優2の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格とする。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 /
当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり5.43人民币元）

(C) 強制転換比率および強制転換株式数の決定原則

国内優先株式工行優2の強制転換に際し、転換される株式数を決定する計算式は、 $Q = V/P$ とする。

上記計算式において、「Q」は各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2から転換されるA株式の株式数を意味する。「V」は強制転換の対象となる各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2の総額で、損失は国内優先株式工行優2と国外優先株式間で均等な割合で吸収されるという原則に基づき決定されるものを意味する。「P」は国内優先株式工行優2の強制転換価格を意味する。国内優先株式工行優2の強制転換により端株が生じる場合には、当行が、対応する株式数の国内優先株式工行優2の額面価格に基づき、関係する経過利息とあわせて現金で支払いをする。経過利息は、直近の配当支払日からの当該国内優先株式工行優2の実際の保有日数に基づき計算する（当該計算上、1年を360日とする。）。A株式に転換された国内優先株式工行優2について配当は支払われない。

上記トリガー事由の発生に伴い、社外の発行済み国内優先株式工行優2の全部または一部（損失は均等な割合で吸収される原則に従い決定される。）は、上記計算式に基づき相応の株式数のA株式に転換される。

(D) 強制転換期間

国内優先株式工行優2の強制転換期間は、国内優先株式工行優2の発行完了日直後の最初の取引日に開始し、すべての国内優先株式工行優2が償還または転換された日に終了する。

(E) 強制転換価格の調整方法

国内優先株式工行優2の発行計画に関し取締役会決議がなされた日以後に、当行普通株式に関して所定の事由（例えば、株式配当、資本組入れまたは増資、時価を下回る価格での普通株式の新規発行（普通株式に転換可能な、当行が発行した特定の金融商品の転換に伴う株式資本の増加を除く。）および割当て）が発生した場合には、強制転換価格は、かかる事由の発生と同じ順序で累積的調整の対象となる。普通株主への現金配当の分配により、強制転換価格の調整が生じることはない。強制転換価格は以下に基づき調整される。

株式配当または資本組入れまたは増資： $P1 = P0 \times N/(N + n)$

時価を下回る価格での普通株式の新規発行： $P1 = P0 \times (N + k)/(N + n)$, $k = n \times A/M$

上記計算式において、「P0」は調整前に有効な強制転換価格を意味し、「N」は株式配当、資本組入れまたは増資、普通株式の新規発行・募集がなされる前の当行の普通株式の株式資本合計を意味し、「n」は株式配当、資本組入れまたは増資、普通株式の新規発行・募集による新規株式数を意味し、「A」は普通株式の新規発行・募集の価格を意味し、「M」は普通株式の新規発行・募集の発表（すなわち、普通株式の新規発行・募集の有効かつ撤回不能な条件を含む発表）がなされた日の直前の取引日における普通株式の終値を意味し、「P1」は調整後に有効な強制転換価格を意味する。

当行による償還株式の消却、当行の合併または分割およびその他の事情による当行株式の種類、株式数および株主持分の変更により国内優先株式工行優2株主の権利および利益に影響がありうる場合、当行は、強制転換価格を実際の事情に基づき、かつ公平・公正・衡平の原則、優先株主と普通株主の全面的な保護とバランスに従い調整する。かかる場合における強制転換価格の調整方法は、関係規則に従い決定される。

(F) 強制転換が行われた年に普通株式が配当を受ける権利

国内優先株式工行優2の強制転換の結果、新規に発行されるA株式は、既存の発行済みA株式と同順位であり、配当金を受領する権利が確定する基準日に当行の株主名簿に名前が記載されているすべての普通株主は、当該配当期間について配当金を受領する権利を付与される。

(6) 条件付償還の条件

(A) 償還権

規制当局から承認を得ることを条件に、当行は国内優先株式工行優2を償還することができる。国内優先株式工行優2は、国内優先株式工行優2株主の選択により当行に償還されることはなく、かかる償還は予定されない。国内優先株式工行優2には投資家による買戻請求を認める条項は含まれず、また国内優先株式工行優2株主には保有する優先株式の買戻しを請求する権利はない。

(B) 償還条項および償還期間

規制当局の承認および関連する要件の充足を条件に、当行は、本件発行の終了日（すなわち2019年9月24日）の5年後の応当日から国内優先株式工行優2の全部または一部を償還することができる。具体的な償還期間の開始日は、株主総会の承認（かかる承認は再委任することができる。）を受けることを条件に、市況を参考にして取締役会が決定する。国内優先株式工行優2の償還期間は、かかる開始日に始まり、すべての国内優先株式工行優2の償還または転換が完了した日に終了する。一部償還の場合、国内優先株式工行優2は、保有割合に応じて、かつ同一の条件で償還される。当行が国内優先株式工行優2の償還権を行使する場合においては、当行は、可及的速やかにこれを国内優先株式工行優2株主に通知する。当行は、関連規則に従った中間報告書の提出や発表により開示義務を履行する。

当行による国内優先株式工行優2の償還権の行使は、以下の事項の充足を条件とする。

- (i) 当行が、償還される国内優先株式工行優2を同質またはそれより質の高い資本性金融商品と交換し、かつ、資本性金融商品との交換を当行の収益力が持続可能な場合に限り実施すること、または、
- (ii) 当行の資本基盤が、償還後も規制当局による自己資本比率規制を大幅に上回ること。

(C) 償還価格を決定する根拠

国内優先株式工行優2の償還価格は、額面価額および当該配当期間に関する宣言済み未払配当金の合計と等しい金額とする。

(7) 議決権に対する制限

通常の状態において、国内優先株式工行優2には、国内優先株式工行優2株主が当行の株主総会を招集し、これに出席または議決権を行使する権利は付与されない。決議事項が以下のいずれかに関連する場合には、国内優先株式工行優2株主は株主総会に出席し、クラス別の株主総会で議決権を行使することができる。その場合、国内優先株式工行優2の1株について一つの議決権が付与される（当行が所有する国内優先株式工行優2について、当行は議決権を行使できない。）。

- (i) 当行の定款（以下「当行定款」という。）の優先株式に関する修正
- (ii) 当行の登記済み資本金に対して、（個別または総額のいずれかで）10%を上回る減資
- (iii) 当行の分割、合併、解散または法人形態の変更
- (iv) 優先株式の発行
- (v) その他当行定款に明記されている事由で、優先株主の権利を変更または無効にするもの

上記に関する決議は、株主総会に出席した普通株主（議決権が復権された優先株主を含む。）が保有する議決権の3分の2超および優先株主（議決権が復権された優先株主を除く。）が保有する議決権の3分の2超の決議により可決される。

(8) 議決権の復権

(A) 議決権の復権条項

国内優先株式工行優2の残存期間中に、当行が、当期の配当期間について合意された配当金を支払わない旨決議した株主総会の期日の翌日以降、合計で三会計年度または連続した二会計年度合意された配当金を国内優先株式工行優2株主に支払わなかった場合、国内優先株式工行優2株主は、普通株主と同様に株主総会に出席し、議決権を行使することができる。議決権が復権された国内優先株式工行優2の議決権を算出する計算式は、以下のとおりである。

$R = W / S$ 、端数の議決権は直近の整数に切り捨てる。

上記計算式において、「R」とは各国内優先株式工行優2株主の有する国内優先株式工行優2から復権が可能なA株式の議決権を意味し、「W」とは各国内優先株式工行優2株主が保有する国内優先株式工行優2の額面価額合計を意味し、「S」とは国内優先株式工行優2の発行計画に関する取締役会決議公告日の直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格を意味する。

直近の20取引日における当行A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における当行A株式の取引総額 / 当該20取引日におけるA株式の出来高合計（すなわち、1株当たり5.43人民元）

(B) 議決権復権の取消し

国内優先株式工行優2の議決権の復権後、当期の配当期間について国内優先株式工行優2に対する配当金が全額支払われた場合、議決権の復権条項に従い国内優先株式工行優2株主に付与された議決権は、当該配当金が全額支払われた日に取り消される。当該取消し後、議決権の復権が再度生じた場合には、国内優先株式工行優2株主には再び議決権が付与される。

(9) 残余財産の分配順位および清算根拠

残余財産の分配に関しては、すべての国内優先株式工行優2は同順位となる。国内優先株式工行優2株主は、残余財産の分配に関しては、銀行の預金者、通常債権者、転換社債保有者、劣後債保有者、Tier 2 資本債券保有者およびその他のTier 2 資本金融商品保有者に劣後するが、普通株主には優先する。

当行が清算手続に入った場合、清算後の当行の残余財産は、以下の優先順位に従い分配される。

- (i) 清算費用
- (ii) 従業員給与、社会保険料および法定補償額
- (iii) 個人預金の元利金
- (iv) 未払い法人税
- (v) 当行のその他の債務
- (vi) 上記項目への分配後、当行の残余財産は、各株主に対し、株主の株式種類と株式保有割合に応じて分配される。国内優先株式工行優2は、残余財産の分配に関しては、社外の発行済み優先株式で今後当行が発行しうるものの他、国外優先株式と同順位とするが、かかる優先株式はすべて普通株式に優先する。国内優先株式工行優2株主は、社外の発行済み国内優先株式工行優2の額面総額に、宣言済みの未払配当金を加えた金額に等しい金額を受領することができる。残余財産が不足する場合には、優先株主に対する分配は、当該優先株主が保有する社外の発行済み優先株式の割合に応じて行われる。

(10) 譲渡

非公募発行により発行された国内優先株式工行優2は、上海証券取引所において譲渡される。国内優先株式工行優2の譲渡に参加する投資家は、CSRCが定める資格要件を満たさなければならない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

A株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2022年12月31日現在	0	269,612,212,539	0	269,612,212,539	
2023年 6月30日現在	0	269,612,212,539	0	269,612,212,539	

H株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2022年12月31日現在	0	86,794,044,550	0	86,794,044,550	
2023年 6月30日現在	0	86,794,044,550	0	86,794,044,550	

優先株式

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(人民元)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2022年12月31日現在	0	1,295,000,000	0	0	
2023年 6月30日現在	0	1,295,000,000	0	0	

(4) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在、当行の普通株主は合計665,786人で、議決権の復活した優先株主および特別議決権付株式の株主はなかった。このうち、H株式保有者は109,386人、A株式保有者は556,400人であった。

(i) 当行発行済株式資本の1%以上を保有する株主

(2023年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (概算) (%)
匯金公司	中国北京市東城区朝陽門北大街 1 号 新保利大廈	123,717,852,951 ⁽¹⁾	34.71
財政部	中国北京市西城区三里河	110,984,806,678 ⁽¹⁾	31.14
HKSCC Nominees Limited ⁽³⁾	中国香港デ・ブー・ロード・セントラル199、インフィニタス・プラザ7階	86,144,461,876 ⁽²⁾	24.17
SSF ⁽⁴⁾	中国北京市西城区豊匯園11号楼豊匯時代大廈南翼	12,331,645,186 ⁽¹⁾	3.46
合計		333,178,766,691	93.48

注

- (1) A株式
- (2) H株式
- (3) HKSCC Nominees Limitedの保有株式数は、2023年6月30日現在HKSCC Nominees Limitedに開設されている口座に登録されている全機関投資家および個人投資家のノミニーとして同社が保有するH株式の本報告対象期間末現在の総数である。これには、平安資産管理有限責任公司、SSFおよびTemasek Holdings (Private) Limitedが保有する当行H株式が含まれる。
- (4) 「社会保障基金を充実させるための国有資本の一部繰入れを包括的に実施することに関する通知」（財資[2019]49号）に基づき、2019年12月、MOFは、A株式12,331,645,186株をSSFの国有資本繰入口座に一括で繰り入れた。「社会保障基金を充実させるための国有資本の一部繰入れの実施計画の発表に関する国務院通知」（国発[2017]49号）の関連要件に基づき、SSFは、当該繰入株式の受領日より3年以上ロックアップする義務を履行するものとされている。本報告対象期間末現在、SSFから当行に提供された情報によると、SSFは当行H株式7,032,706,750株も保有しており、A株式とH株式の合計株式19,364,351,936株は、当行普通株式総数の5.43%を占める。
- (5) 四捨五入しているため、上記の割合表記は参照目的に限る。

(ii) 当行国外優先株主（または代理人）の保有割合

(2023年6月30日現在)

株主氏名 又は名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有 割合 (%)	売却制限 対象株式 数	質権設定又は ロックアップ 対象株式数
The Bank of New York Depository (Nominees) Limited	外国法人	米ドル国外 優先株式	-	145,000,000	100	-	不明

注

- (1) 上記のデータは、当行の2023年6月30日現在の国外優先株主名簿に基づく。
- (2) 上記国外優先株式の発行は非公開方式で行われたため、優先株主名簿には当該国外優先株式の名義人の情報が記載されている。
- (3) 当行は、上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為については知らない。
- (4) 保有割合は、優先株主が保有する国外優先株式の国外優先株式総数に対する割合を指す。

(iii) 当行国内優先株式工行優 1 の保有割合

(2023年6月30日現在)

株主氏名 又は名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有割合 (%)	売却制 限 対象株 式数	質権設定又は ロックアップ 対象株式数
中国移动通信集团有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	200,000,000	44.4	-	なし
中国煙草總公司	その他	国内優先 株式	-	50,000,000	11.1	-	なし
中国人寿保險股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	35,000,000	7.8	-	なし
中国平安人寿保險股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	30,000,000	6.7	-	なし
建信信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-	15,000,000	3.3	-	なし
中銀國際証券股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	15,000,000	3.3	-	なし
華宝信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-	13,110,000	2.9	-	なし
光大永明資産管理股份有限公司	国有邦人	国内優先 株式	11,715,000	11,715,000	2.6	-	なし
交銀施羅德資産管理有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-6,800,000	11,200,000	2.5	-	なし
中国煙草總公司 山東省支店	その他	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし
中国煙草總公司 黒龍江省支店	その他	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし
中国平安財産保險股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	10,000,000	2.2	-	なし

注

- (1) 上記のデータは、当行の2023年6月30日現在の国内優先株式工行優 1 株主名簿に基づく。
- (2) 中国煙草總公司山東省支店および中国煙草總公司黒龍江省支店はいずれも中国煙草總公司の完全子会社である。
「中国人寿保險股份有限公司 - 伝統 - 普通保險商品 - 005L - CT001滬」は、中国人寿保險股份有限公司が管理している。中国平安人寿保險股份有限公司と中国平安財産保險股份有限公司は関連会社関係にある。上記に記載された事項を除いて、当行は、上記優先株主間および上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為については知らない。
- (3) 保有割合は、優先株主が保有する国内優先株式工行優 1 の国内優先株式工行優 1 総数（450百万株）に対する割合を指す。

(iv) 当行国内優先株式工行優 2 の保有割合

(2023年6月30日現在)

株主氏名 又は名称	株主 の種類	株式の 種類	当期中 の増減	所有株式総数 (株)	保有割合 (%)	売却 制限 対象 株式 数	質権設定 又は ロック アップ 対象株式 数
中国人寿保險股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	120,000,000	17.1	-	なし
華宝信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-	112,750,000	16.1	-	なし
中国移動通信集團有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	100,000,000	14.3	-	なし
中銀國際証券股份有限公司	国有法人	国内優先 株式	-	70,000,000	10.0	-	なし
建信信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-	64,000,000	9.1	-	なし
中国煙草總公司	その他	国内優先 株式	-	50,000,000	7.1	-	なし
江蘇省國際信託有限責任公司	国有法人	国内優先 株式	-	37,250,000	5.3	-	なし
上海煙草集團有限責任公司	その他	国内優先 株式	-	30,000,000	4.3	-	なし
北京銀行股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	15,600,000	2.2	-	なし
交銀施羅德資產管理有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	15,000,000	2.1	-	なし
中国平安財產保險股份有限公司	国内 非国有法人	国内優先 株式	-	15,000,000	2.1	-	なし

注

- 上記のデータは、当行の2023年6月30日現在の国内優先株式工行優 2 株主名簿に基づく。
- 上海煙草集團有限責任公司、中国煙草總公司山東省支店および中国煙草總公司黒龍江省支店は全て中国煙草總公司の完全子会社である。「中国人寿保險股份有限公司 - 伝統 - 普通保險商品 - 005L - CT001滬」は、中国人寿保險股份有限公司が管理している。中国平安人寿保險股份有限公司と中国平安財產保險股份有限公司は関連会社関係にある。上記に記載された事項を除いて、当行は、上記優先株主間および上記優先株主と普通株主の上位10名間の関連会社関係および共同行為については知らない。
- 保有割合は、優先株主が保有する国内優先株式工行優 2 の国内優先株式工行優 2 総数（700百万株）に対する割合を指す。

2 【役員の状況】

本報告書提出日現在、当行の役員は22人（男性19人（86%）、女性3人（14%））である。

令和4年度有価証券報告書提出日から本報告書提出日までに取締役、監査役および上級役員の変更はなかった。

第6 【経理の状況】

- a. 本書記載の中国工商银行股份有限公司および子会社（以下「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2023年6月30日に終了した中間会計期間の原文の財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の人民元表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2023年8月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1人民元＝20.05円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、かかる中間財務書類の作成に当たって当グループが採用した会計原則および会計慣行と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則および会計慣行との間の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 その他」から「3 国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」までの事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

1 連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書ならびに連結キャッシュ・フロー計算書

1.1 未監査中間連結損益計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年 (未監査)	2022年 (修正再表示後)
受取利息	696,583	619,209
支払利息	(359,596)	(268,598)
純受取利息	336,987	350,611
受取手数料等	82,363	83,649
支払手数料等	(8,898)	(7,608)
純受取手数料等	73,465	76,041
トレーディング純収益	9,871	4,635
金融投資に係る純利得	12,664	7,182
その他の純営業(費用)/収益	(4,081)	5,692
営業収益	428,906	444,161
営業費用	(105,379)	(102,496)
資産に係る減損損失	(122,255)	(133,849)
営業利益	201,272	207,816
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	2,383	2,187
税引前利益	203,655	210,003
法人所得税	(28,935)	(37,184)
中間純利益	174,720	172,819
中間純利益の帰属先：		
親会社の株主	173,744	171,670
非支配持分	976	1,149
中間純利益	174,720	172,819
1株当たり利益		
- 基本的(人民元)	0.48	0.47
- 希薄化後(人民元)	0.48	0.47

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年 (未監査)	2022年 (修正再表示後)
受取利息	13,966,489	12,415,140
支払利息	(7,209,900)	(5,385,390)
純受取利息	6,756,589	7,029,751
受取手数料等	1,651,378	1,677,162
支払手数料等	(178,405)	(152,540)
純受取手数料等	1,472,973	1,524,622
トレーディング純収益	197,914	92,932
金融投資に係る純利得	253,913	143,999
その他の純営業(費用)/収益	(81,824)	114,125
営業収益	8,599,565	8,905,428
営業費用	(2,112,849)	(2,055,045)
資産に係る減損損失	(2,451,213)	(2,683,672)
営業利益	4,035,504	4,166,711
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	47,779	43,849
税引前利益	4,083,283	4,210,560
法人所得税	(580,147)	(745,539)
中間純利益	3,503,136	3,465,021
中間純利益の帰属先：		
親会社の株主	3,483,567	3,441,984
非支配持分	19,569	23,037
中間純利益	3,503,136	3,465,021
1株当たり利益		
- 基本的(円)	9.62	9.42
- 希薄化後(円)	9.62	9.42

1.2 未監査中間連結純損益およびその他の包括利益計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年 (未監査)	2022年 (修正再表示後)
中間純利益	174,720	172,819
その他の包括利益(税引後・純額)：		
(a)純損益に振り替えられることのない項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	945	(3,241)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(18)	(14)
()その他	7	6
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動	11,417	(15,553)
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用損失	422	2,365
()キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	(180)	446
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(46)	(153)
()為替換算調整勘定	9,412	10,645
()その他	(3,860)	(1,416)
その他の中間包括利益小計	18,099	(6,915)
中間包括利益合計	192,819	165,904
中間包括利益合計の帰属先：		
親会社の株主	191,677	164,436
非支配持分	1,142	1,468
	192,819	165,904

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年 (未監査)	2022年 (修正再表示後)
中間純利益	3,503,136	3,465,021
その他の包括利益(税引後・純額)：		
(a)純損益に振り替えられることのない項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	18,947	(64,982)
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(361)	(281)
()その他	140	120
(b)事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の公正価値の変動	228,911	(311,838)
()その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の信用損失	8,461	47,418
()キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	(3,609)	8,942
()持分法を適用して認識したその他の包括利益	(922)	(3,068)
()為替換算調整勘定	188,711	213,432
()その他	(77,393)	(28,391)
その他の中間包括利益小計	362,885	(138,646)
中間包括利益合計	3,866,021	3,326,375
中間包括利益合計の帰属先：		
親会社の株主	3,843,124	3,296,942
非支配持分	22,897	29,433
	3,866,021	3,326,375

1.3 未監査中間連結財政状態計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	2023年6月30日現在 (未監査)	2022年12月31日現在 (修正再表示後)
資産の部		
現金および中央銀行預け金	3,671,553	3,427,892
銀行およびその他の金融機関預け金	1,232,233	1,192,532
デリバティブ金融資産	106,575	87,205
リバース・レボ契約	1,693,205	864,122
顧客貸出金等	24,602,095	22,591,676
金融投資	11,255,131	10,533,702
純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	813,301	747,474
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	2,396,732	2,223,096
償却原価で測定する金融投資	8,045,098	7,563,132
関連会社および共同支配企業への投資	63,552	65,790
有形固定資産	300,655	293,887
繰延税金資産	108,434	101,117
その他の資産	636,173	452,223
資産の部合計	43,669,606	39,610,146

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	2023年 6 月30日現在 (未監査)	2022年12月31日現在 (修正再表示後)
負債の部		
中央銀行預り金	224,684	145,781
銀行およびその他の金融機関預り金	3,050,944	3,187,712
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	61,934	64,287
デリバティブ金融負債	119,549	96,350
レボ契約	692,327	574,778
譲渡性預金	358,044	375,452
顧客預り金	33,373,772	29,870,491
未払法人所得税	44,811	85,581
発行社債	1,174,487	905,953
繰延税金負債	4,217	3,950
その他の負債	968,417	784,392
負債の部合計	40,073,186	36,094,727
資本の部		
親会社の株主に帰属する資本		
株式資本	356,407	356,407
その他の資本性金融商品	354,331	354,331
優先株式	134,614	134,614
永久社債	219,717	219,717
準備金	1,031,901	1,013,624
利益剰余金	1,833,360	1,771,747
	3,575,999	3,496,109
非支配持分	20,421	19,310
資本の部合計	3,596,420	3,515,419
資本および負債の部合計	43,669,606	39,610,146

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	2023年 6 月30日現在 (未監査)	2022年12月31日現在 (修正再表示後)
資産の部		
現金および中央銀行預け金	73,614,638	68,729,235
銀行およびその他の金融機関預け金	24,706,272	23,910,267
デリバティブ金融資産	2,136,829	1,748,460
リバース・レボ契約	33,948,760	17,325,646
顧客貸出金等	493,272,005	452,963,104
金融投資	225,665,377	211,200,725
純損益を通じて公正価値で測定する金融投資	16,306,685	14,986,854
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資	48,054,477	44,573,075
償却原価で測定する金融投資	161,304,215	151,640,797
関連会社および共同支配企業への投資	1,274,218	1,319,090
有形固定資産	6,028,133	5,892,434
繰延税金資産	2,174,102	2,027,396
その他の資産	12,755,269	9,067,071
資産の部合計	875,575,600	794,183,427

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	2023年 6 月30日現在 (未監査)	2022年12月31日現在 (修正再表示後)
負債の部		
中央銀行預り金	4,504,914	2,922,909
銀行およびその他の金融機関預り金	61,171,427	63,913,626
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	1,241,777	1,288,954
デリバティブ金融負債	2,396,957	1,931,818
レボ契約	13,881,156	11,524,299
譲渡性預金	7,178,782	7,527,813
顧客預り金	669,144,129	598,903,345
未払法人所得税	898,461	1,715,899
発行社債	23,548,464	18,164,358
繰延税金負債	84,551	79,198
その他の負債	19,416,761	15,727,060
負債の部合計	803,467,379	723,699,276
資本の部		
親会社の株主に帰属する資本		
株式資本	7,145,960	7,145,960
その他の資本性金融商品	7,104,337	7,104,337
優先株式	2,699,011	2,699,011
永久社債	4,405,326	4,405,326
準備金	20,689,615	20,323,161
利益剰余金	36,758,868	35,523,527
	71,698,780	70,096,985
非支配持分	409,441	387,166
資本の部合計	72,108,221	70,484,151
資本および負債の部合計	875,575,600	794,183,427

[次へ](#)

1.4 未監査中間連結持分変動計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民币)

	親会社の株主に帰属											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金			
合計	準備金											合計		
2022年12月31日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	767	(17,241)	(2,987)	(1,129)	1,016,896	1,767,537	3,495,171	18,655	3,513,826
会計方針の変更	-	-	-	-	-	1,576	-	-	(4,848)	(3,272)	4,210	938	655	1,593
2023年1月1日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	2,343	(17,241)	(2,987)	(5,977)	1,013,624	1,771,747	3,496,109	19,310	3,515,419
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	173,744	173,744	976	174,720
その他の包括利益	-	-	-	-	-	11,906	9,075	(223)	(2,825)	17,933	-	17,933	166	18,099
包括利益合計	-	-	-	-	-	11,906	9,075	(223)	(2,825)	17,933	173,744	191,677	1,142	192,819
配当金 - 普通株式2022年度最 終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(108,169)	(108,169)	-	(108,169)
その他の資本性金融商品の保 有者に対する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3,634)	(3,634)	-	(3,634)
利益準備金への積立て()	-	-	-	252	-	-	-	-	-	252	(252)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	272	-	-	-	-	272	(272)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(31)	(31)
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	-	-	-	-	-	(196)	-	-	-	(196)	196	-	-	-
その他	-	-	16	-	-	-	-	-	-	16	-	16	-	16
2023年6月30日現在残高(未 監査)	356,407	354,331	148,296	392,739	496,991	14,053	(8,166)	(3,210)	(8,802)	1,031,901	1,833,360	3,575,999	20,421	3,596,420

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ112百万人民币および140百万人民币を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、272百万人民币を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	親会社の株主に帰属 準備金											非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金	合計	
2022年12月31日現在残高	7,145,960	7,104,337	2,973,014	7,869,364	9,959,216	15,378	(345,682)	(59,889)	(22,636)	20,388,765	35,439,117	70,078,179	374,033
会計方針の変更	-	-	-	-	-	31,599	-	-	(97,202)	(65,604)	84,411	18,807	31,940
2023年1月1日現在残高	7,145,960	7,104,337	2,973,014	7,869,364	9,959,216	46,977	(345,682)	(59,889)	(119,839)	20,323,161	35,523,527	70,096,985	387,166
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,483,567	3,483,567	19,569
その他の包括利益	-	-	-	-	-	238,715	181,954	(4,471)	(56,641)	359,557	-	359,557	3,328
包括利益合計	-	-	-	-	-	238,715	181,954	(4,471)	(56,641)	359,557	3,483,567	3,843,124	3,866,021
配当金 - 普通株式2022年度最終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,168,788)	(2,168,788)	-
その他の資本性金融商品の保有者に対する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(72,862)	(72,862)	-
利益準備金への積立て()	-	-	-	5,053	-	-	-	-	-	5,053	(5,053)	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	5,454	-	-	-	-	5,454	(5,454)	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(622)	(622)
利益剰余金に振り替えたその他の包括利益	-	-	-	-	-	(3,930)	-	-	-	(3,930)	3,930	-	-
その他	-	-	321	-	-	-	-	-	-	321	-	321	321
2023年6月30日現在残高(未監査)	7,145,960	7,104,337	2,973,335	7,874,417	9,964,670	281,763	(163,728)	(64,361)	(176,480)	20,689,615	36,758,868	71,698,780	409,441

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ2,246百万円および2,807百万円を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、5,454百万円を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

修正再表示後	親会社の株主に帰属												非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金							小計	利益 剰余金	合計		
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金					
2021年12月31日現在残高	356,407	354,331	148,703	357,169	438,952	24,628	(39,999)	(4,243)	1,165	926,375	1,620,642	3,257,755	17,503	3,275,258
会計方針の変更	-	-	-	-	-	1,459	69	-	(3,988)	(2,460)	3,561	1,101	787	1,888
2022年 1 月 1 日現在残高	356,407	354,331	148,703	357,169	438,952	26,087	(39,930)	(4,243)	(2,823)	923,915	1,624,203	3,258,856	18,290	3,277,146
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	171,670	171,670	1,149	172,819
その他の包括利益	-	-	-	-	-	(16,650)	10,348	475	(1,407)	(7,234)	-	(7,234)	319	(6,915)
包括利益合計	-	-	-	-	-	(16,650)	10,348	475	(1,407)	(7,234)	171,670	164,436	1,468	165,904
配当金 - 普通株式2021年度最 終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(104,534)	(104,534)	-	(104,534)
その他の資本性金融商品の保 有者に対する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3,559)	(3,559)	-	(3,559)
利益準備金への積立て()	-	-	-	133	-	-	-	-	-	133	(133)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	3,646	-	-	-	-	3,646	(3,646)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(28)	(28)
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	-	-	-	-	-	(74)	-	-	-	(74)	74	-	-	-
その他	-	-	(495)	-	-	-	1,950	-	-	1,455	(1,478)	(23)	36	13
2022年 6 月30日現在残高	356,407	354,331	148,208	357,302	442,598	9,363	(27,632)	(3,768)	(4,230)	921,841	1,682,597	3,315,176	19,766	3,334,942

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ68百万人民元および65百万人民元を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、3,646百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

修正再表示後	親会社の株主に帰属 準備金											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金			合計
2021年12月31日現在残高	7,145,960	7,104,337	2,981,495	7,161,238	8,800,988	493,791	(801,980)	(85,072)	23,358	18,573,819	32,493,872	65,317,988	350,935	65,668,923
会計方針の変更	-	-	-	-	-	29,253	1,383	-	(79,959)	(49,323)	71,398	22,075	15,779	37,854
2022年1月1日現在残高	7,145,960	7,104,337	2,981,495	7,161,238	8,800,988	523,044	(800,597)	(85,072)	(56,601)	18,524,496	32,565,270	65,340,063	366,715	65,706,777
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,441,984	3,441,984	23,037	3,465,021
その他の包括利益	-	-	-	-	-	(333,833)	207,477	9,524	(28,210)	(145,042)	-	(145,042)	6,396	(138,646)
包括利益合計	-	-	-	-	-	(333,833)	207,477	9,524	(28,210)	(145,042)	3,441,984	3,296,942	29,433	3,326,375
配当金 - 普通株式2021年度最終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,095,907)	(2,095,907)	-	(2,095,907)
その他の資本性金融商品の保有者に対する分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(71,358)	(71,358)	-	(71,358)
利益準備金への積立て()	-	-	-	2,667	-	-	-	-	-	2,667	(2,667)	-	-	-
一般準備金への積立て()	-	-	-	-	73,102	-	-	-	-	73,102	(73,102)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(561)	(561)
利益剰余金に振り替えたその他の包括利益	-	-	-	-	-	(1,484)	-	-	-	(1,484)	1,484	-	-	-
その他	-	-	(9,925)	-	-	-	39,098	-	-	29,173	(29,634)	(461)	722	261
2022年6月30日現在残高	7,145,960	7,104,337	2,971,570	7,163,905	8,874,090	187,728	(554,022)	(75,548)	(84,812)	18,482,912	33,736,070	66,469,279	396,308	66,865,587

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ1,363百万円および1,303百万円を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、73,102百万円を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

修正再表示後	親会社の株主に帰属													非支配 持分	資本 合計
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	準備金								利益 剰余金	合計			
			資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計					
2021年12月31日現在残高	356,407	354,331	148,703	357,169	438,952	24,628	(39,999)	(4,243)	1,165	926,375	1,620,642	3,257,755	17,503	3,275,258	
会計方針の変更	-	-	-	-	-	1,459	69	-	(3,988)	(2,460)	3,561	1,101	787	1,888	
2022年 1 月 1 日現在残高	356,407	354,331	148,703	357,169	438,952	26,087	(39,930)	(4,243)	(2,823)	923,915	1,624,203	3,258,856	18,290	3,277,146	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	361,132	361,132	978	362,110	
その他の包括利益	-	-	-	-	-	(23,425)	20,739	1,256	(3,154)	(4,584)	-	(4,584)	34	(4,550)	
包括利益合計	-	-	-	-	-	(23,425)	20,739	1,256	(3,154)	(4,584)	361,132	356,548	1,012	357,560	
配当金 - 普通株式2021年度最 終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(104,534)	(104,534)	-	(104,534)	
その他の資本性金融商品の保 有者に対する配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(14,810)	(14,810)	-	(14,810)	
利益準備金への積立て ()	-	-	-	35,318	-	-	-	-	-	35,318	(35,318)	-	-	-	
一般準備金への積立て ()	-	-	-	-	57,767	-	-	-	-	57,767	(57,767)	-	-	-	
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(28)	(28)	
利益剰余金に振り替えたその 他の包括利益	-	-	-	-	-	(319)	-	-	-	(319)	319	-	-	-	
その他	-	-	(423)	-	-	-	1,950	-	-	1,527	(1,478)	49	36	85	
2022年12月31日現在残高	356,407	354,331	148,280	392,487	496,719	2,343	(17,241)	(2,987)	(5,977)	1,013,624	1,771,747	3,496,109	19,310	3,515,419	

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ68百万人民元および907百万人民元を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、4,196百万人民元を含む。

(単位：特に明記しない限り、百万円)

修正再表示後	親会社の株主に帰属 準備金											非支配 持分	資本 合計	
	株式資本	その他の 資本性 金融商品	資本 準備金	利益 準備金	一般 準備金	投資 再評価 準備金	為替換算 調整勘定	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 剰余金	その他の 準備金	小計	利益 剰余金			合計
2021年12月31日現在残 高	7,145,960	7,104,337	2,981,495	7,161,238	8,800,988	493,791	(801,980)	(85,072)	23,358	18,573,819	32,493,872	65,317,988	350,935	65,668,923
会計方針の変更	-	-	-	-	-	29,253	1,383	-	(79,959)	(49,323)	71,398	22,075	15,779	37,854
2022年1月1日現在残 高	7,145,960	7,104,337	2,981,495	7,161,238	8,800,988	523,044	(800,597)	(85,072)	(56,601)	18,524,496	32,565,270	65,340,063	366,715	65,706,777
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,240,697	7,240,697	19,609	7,260,306
その他の包括利益	-	-	-	-	-	(469,671)	415,817	25,183	(63,238)	(91,909)	-	(91,909)	682	(91,228)
包括利益合計	-	-	-	-	-	(469,671)	415,817	25,183	(63,238)	(91,909)	7,240,697	7,148,787	20,291	7,169,078
配当金 - 普通株式2021 年度最終	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,095,907)	(2,095,907)	-	(2,095,907)
その他の資本性金融商 品の保有者に対する 配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(296,941)	(296,941)	-	(296,941)
利益準備金への積立て ()	-	-	-	708,126	-	-	-	-	-	708,126	(708,126)	-	-	-
一般準備金への積立て ()	-	-	-	-	1,158,228	-	-	-	-	1,158,228	(1,158,228)	-	-	-
非支配株主への配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(561)	(561)
利益剰余金に振り替え たその他の包括利益	-	-	-	-	-	(6,396)	-	-	-	(6,396)	6,396	-	-	-
その他	-	-	(8,481)	-	-	-	39,098	-	-	30,616	(29,634)	982	722	1,704
2022年12月31日現在残 高	7,145,960	7,104,337	2,973,014	7,869,364	9,959,216	46,977	(345,682)	(59,889)	(119,839)	20,323,161	35,523,527	70,096,985	387,166	70,484,151

() 海外支店および子会社による利益準備金への積立て分、それぞれ1,363百万円および18,185百万円を含む。

() 子会社による一般準備金への積立て分、84,130百万円を含む。

[次へ](#)

1.5 未監査中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年 (未監査)	2022年 (修正再表示後)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	203,655	210,003
調整：		
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	(2,383)	(2,187)
減価償却費	15,227	14,856
償却費	2,126	1,637
資産に係る減損損失	122,255	133,849
未実現為替差(益)/損	(2,631)	12,874
発行社債の支払利息	19,200	14,355
減損貸出金に係る増価利息	(839)	(879)
金融投資に係る純利得	(12,282)	(13,168)
金融投資に係る受取利息	(165,748)	(140,806)
公正価値の変動による純(利得)/損失	(4,872)	3,975
有形固定資産およびその他の資産(担保権実行資産を除く)の 処分および超過に係る純利得	(1,060)	(957)
受取配当金	(2,152)	(2,195)
	<u>170,496</u>	<u>231,357</u>
営業用資産の純(増加)/減少：		
中央銀行預け金	(164,427)	(133,089)
銀行およびその他の金融機関預け金	98,930	(33,553)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(35,610)	(131,686)
リバース・レボ契約	62,493	(22,975)
顧客貸出金等	(2,046,867)	(1,639,060)
その他の資産	(193,580)	5,513
	<u>(2,279,061)</u>	<u>(1,954,850)</u>

営業用負債の純（減少）／増加：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(2,810)	24
中央銀行預り金	78,817	27,082
銀行およびその他の金融機関預り金	(174,055)	339,381
レボ契約	108,226	116,480
譲渡性預金	(29,096)	(42,871)
顧客預り金	3,404,369	2,707,647
その他の負債	100,651	69,261
	<u>3,486,102</u>	<u>3,217,004</u>

営業活動による税引前純キャッシュ・フロー

法人所得税支払額	<u>(80,268)</u>	<u>(83,106)</u>
----------	-----------------	-----------------

営業活動による純キャッシュ・フロー

	<u>1,297,269</u>	<u>1,410,405</u>
--	------------------	------------------

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産およびその他の資産の購入	(14,852)	(16,122)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の売却による収入	6,447	665
金融投資の購入	(2,452,462)	(2,345,763)
金融投資の売却および償還による収入	1,829,148	1,534,583
関連会社および共同支配企業への投資	—	(3,762)
関連会社および共同支配企業の処分による収入	1,764	1,511
投資収益の受取額	<u>173,134</u>	<u>147,758</u>

投資活動による純キャッシュ・フロー

	<u>(456,821)</u>	<u>(681,130)</u>
--	------------------	------------------

財務活動によるキャッシュ・フロー

社債の発行による収入	718,126	496,196
社債利息の支払額	(21,859)	(12,684)
社債の償還	(456,871)	(446,942)
その他の資本性金融商品の保有者への配当金または利息の支払額	(3,634)	(3,559)
非支配株主への配当金の支払額	(31)	(28)
その他の財務活動による現金の支払額	<u>(3,859)</u>	<u>(2,785)</u>

財務活動による純キャッシュ・フロー

	<u>231,872</u>	<u>30,198</u>
--	----------------	---------------

現金および現金同等物の純増加額

現金および現金同等物期首残高	1,072,320	759,473
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	<u>1,926,851</u>	<u>1,436,757</u>
	<u>37,703</u>	<u>24,010</u>

現金および現金同等物期末残高

	<u>3,036,874</u>	<u>2,220,240</u>
--	------------------	------------------

営業活動による純キャッシュ・フローに含まれる項目：

利息受取額	549,937	527,744
利息支払額	<u>(314,088)</u>	<u>(206,102)</u>

(単位：特に明記しない限り、百万円)

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年 (未監査)	2022年 (修正再表示後)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	4,083,283	4,210,560
調整：		
関連会社および共同支配企業の損益に対する持分	(47,779)	(43,849)
減価償却費	305,301	297,863
償却費	42,626	32,822
資産に係る減損損失	2,451,213	2,683,672
未実現為替差(益)/損	(52,752)	258,124
発行社債の支払利息	384,960	287,818
減損貸出金に係る増価利息	(16,822)	(17,624)
金融投資に係る純利得	(246,254)	(264,018)
金融投資に係る受取利息	(3,323,247)	(2,823,160)
公正価値の変動による純(利得)/損失	(97,684)	79,699
有形固定資産およびその他の資産(担保権実行資産を除く)の 処分および超過に係る純利得	(21,253)	(19,188)
受取配当金	(43,148)	(44,010)
	<u>3,418,445</u>	<u>4,638,708</u>
営業用資産の純(増加)/減少：		
中央銀行預け金	(3,296,761)	(2,668,434)
銀行およびその他の金融機関預け金	1,983,547	(672,738)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(713,981)	(2,640,304)
リバース・レボ契約	1,252,985	(460,649)
顧客貸出金等	(41,039,683)	(32,863,153)
その他の資産	<u>(3,881,279)</u>	<u>110,536</u>
	<u>(45,695,173)</u>	<u>(39,194,743)</u>

営業用負債の純（減少）／増加：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(56,341)	481
中央銀行預り金	1,580,281	542,994
銀行およびその他の金融機関預り金	(3,489,803)	6,804,589
レボ契約	2,169,931	2,335,424
譲渡性預金	(583,375)	(859,564)
顧客預り金	68,257,598	54,288,322
その他の負債	2,018,053	1,388,683
	<u>69,896,345</u>	<u>64,500,930</u>

営業活動による税引前純キャッシュ・フロー

法人所得税支払額	<u>(1,609,373)</u>	<u>(1,666,275)</u>
----------	--------------------	--------------------

営業活動による純キャッシュ・フロー

	<u>26,010,243</u>	<u>28,278,620</u>
--	-------------------	-------------------

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産およびその他の資産の購入	(297,783)	(323,246)
有形固定資産およびその他の資産（担保権実行資産を除く）の売却による収入	129,262	13,333
金融投資の購入	(49,171,863)	(47,032,548)
金融投資の売却および償還による収入	36,674,417	30,768,389
関連会社および共同支配企業への投資	—	(75,428)
関連会社および共同支配企業の処分による収入	35,368	30,296
投資収益の受取額	<u>3,471,337</u>	<u>2,962,548</u>

投資活動による純キャッシュ・フロー

	<u>(9,159,261)</u>	<u>(13,656,657)</u>
--	--------------------	---------------------

財務活動によるキャッシュ・フロー

社債の発行による収入	14,398,426	9,948,730
社債利息の支払額	(438,273)	(254,314)
社債の償還	(9,160,264)	(8,961,187)
その他の資本性金融商品の保有者への配当金または利息の支払額	(72,862)	(71,358)
非支配株主への配当金の支払額	(622)	(561)
その他の財務活動による現金の支払額	<u>(77,373)</u>	<u>(55,839)</u>

財務活動による純キャッシュ・フロー

	<u>4,649,034</u>	<u>605,470</u>
--	------------------	----------------

現金および現金同等物の純増加額

現金および現金同等物期首残高	21,500,016	15,227,434
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響額	38,633,363	28,806,978
	<u>755,945</u>	<u>481,401</u>

現金および現金同等物期末残高

	<u>60,889,324</u>	<u>44,515,812</u>
--	-------------------	-------------------

営業活動による純キャッシュ・フローに含まれる項目：

利息受取額	11,026,237	10,581,267
利息支払額	<u>(6,297,464)</u>	<u>(4,132,345)</u>

[前へ](#)[次へ](#)

2 重要な会計方針に関する情報

新IFRSおよびIFRSの改訂の適用

当期間において、当グループは、IASBが公表し、2023年1月1日以後に開始する年次期間から当グループの連結財務諸表の作成に強制適用される以下の新IFRSおよびIFRSの改訂を初めて適用している。

- IFRS第17号「保険契約」およびその改訂
- IAS第1号およびIFRS実務記述書第2号の改訂「会計方針の開示」
- IAS第8号の改訂「会計上の見積りの定義」
- IAS第12号の改訂「単一の取引から生じた資産および負債に係る繰延税金」
- IAS第12号の改訂「国際的な税制改革 - 第2の柱モデルルール」

IFRS第17号「保険契約」およびその改訂

IFRS第17号「保険契約」およびその改訂（以下「新たな保険契約基準」という。）は、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めており、IFRS第4号「保険契約」に代わるものである。

新たな保険契約基準は、保険契約の定義を詳しく説明するとともに、保険契約の結合および分離を規定し、保険契約グループの概念を導入し、保険契約の測定モデルを精緻化している。さらに、保険サービスに関する収益認識の原則を修正するとともに、契約サービス・マージンの測定方法を精緻化している。新たな保険契約基準では、「一般モデル」、および「直接連動有配当保険契約」のために「一般モデル」を修正した「変動手数料アプローチ」を規定している。一定の条件が満たされる場合は、「一般モデル」を単純化した「保険料配分アプローチ」を用いて残存カバーに係る負債を測定することができる。「一般モデル」では、将来キャッシュ・フローの金額、発生時期および不確実性を見積るため現在の仮定を使用し、その不確実性のコストを明示的に測定し、市場金利および保険契約者のオプションや保証の影響を考慮する。

当グループは、新たな保険契約基準を2023年1月1日付けで適用し、移行規定に従って比較対象期間の財務諸表数値を遡及修正した。新たな保険契約基準への移行を円滑化するため、当グループは、移行規定に従って、関連する金融資産を管理するための事業モデルを再評価し、一定の金融資産を分類変更および再測定し、比較対象期間の財務諸表の勘定科目を修正再表示した。

当グループの関連会社であるスタンダード・バンク・グループ・リミテッドもまた、新たな保険契約基準を適用しており、当グループは、持分法に基づく関連する比較数値をそれに応じて修正再表示した。

上記の会計方針の変更による当グループの財務諸表の勘定科目への主な影響は、以下のとおりである。

	6月30日に終了した6ヶ月間		修正額
	2022年 (当初の計上額)	2022年 (修正再表示後)	
営業収益	443,788	444,161	373
税引前利益	209,145	210,003	858
中間純利益	172,570	172,819	249
親会社の株主に帰属する中間純利益	171,506	171,670	164

	2022年12月31日現在 (当初の計上額)	2022年12月31日現在 (修正再表示後)	修正額
金融投資	10,527,292	10,533,702	6,410
純損益を通じて公正価値で測定する			
金融投資	714,879	747,474	32,595
その他の包括利益を通じて公正価値で			
測定する金融投資	2,178,018	2,223,096	45,078
償却原価で測定する金融投資	7,634,395	7,563,132	(71,263)
資産の部合計	39,609,657	39,610,146	489
負債の部合計	36,095,831	36,094,727	(1,104)
親会社の株主に帰属する資本	3,495,171	3,496,109	938
資本の部合計	3,513,826	3,515,419	1,593

IAS第12号の改訂「単一の取引から生じた資産および負債に係る繰延税金」

当該改訂は、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」における繰延税金の当初認識に関する免除の範囲に主に関連しており、１）企業結合から生じるものでなく、２）取引時に、会計上の利益にも課税所得（税務上の欠損金）にも影響を与えず、かつ、３）資産および負債の当初認識により同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせる個々の取引について、繰延税金負債および繰延税金資産の当初認識の免除規定が適用されないことを明確にしている。この改訂により、当グループは、使用権資産およびリース負債に関連するすべての将来減算一時差異および将来加算一時差異について、１件の繰延税金資産（将来減算一時差異を相殺できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で）および１件の繰延税金負債を認識することが要求されている。当該IFRSの改訂の適用は、当グループの財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさなかった。

IAS第12号の改訂「国際的な税制改革 - 第２の柱モデルルール」

当グループは、第２の柱ルールの適用による影響について評価している最中である。

上記のその他のIFRSの改訂の適用は、当グループの財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼさなかった。

重要な会計方針に関する情報

本連結財務諸表は、公正価値で測定する一部の金融商品および一部の非金融資産を除き、取得原価主義で作成されている。

2023年６月30日に終了した６ヶ月間の連結財務諸表で使用した会計方針および計算方法は、上記の新IFRSおよびIFRSの改訂の適用を除き、2022年12月31日に終了した会計年度の当グループの年次財務諸表において表示したものと同一である。

3 未監査中間財務報告注記

(単位：特に明記しない限り、百万人民元)

3.1 純受取利息

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
受取利息：		
顧客貸出金等		
法人貸出金等	287,358	247,365
個人貸出金	181,145	188,239
割引手形	8,932	7,150
金融投資	165,748	140,806
銀行およびその他の金融機関預け金	27,184	14,673
中央銀行預け金	26,216	20,976
	<u>696,583</u>	<u>619,209</u>
支払利息：		
顧客預り金	(284,796)	(223,078)
銀行およびその他の金融機関預り金	(47,916)	(30,057)
発行社債および譲渡性預金	(26,884)	(15,463)
	<u>(359,596)</u>	<u>(268,598)</u>
純受取利息	<u>336,987</u>	<u>350,611</u>

3.2 純受取手数料等

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
受取手数料等：		
決済・清算業務および現金管理	24,398	24,186
個人向け資産運用およびプライベート・バンキング・サービス	14,019	15,499
投資銀行業務	13,677	12,983
銀行カード業務	10,234	8,681
法人向け資産運用サービス	6,863	8,070
保証およびコミットメント業務	5,865	6,664
資産保管業務	4,380	4,598
信託および代理サービス	1,372	1,268
その他	1,555	1,700
	<u>82,363</u>	<u>83,649</u>
支払手数料等	<u>(8,898)</u>	<u>(7,608)</u>
純受取手数料等	<u>73,465</u>	<u>76,041</u>

3.3 トレーディング純収益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
債券	7,247	3,132
デリバティブおよびその他	3,160	2,862
持分投資	<u>(536)</u>	<u>(1,359)</u>
	<u>9,871</u>	<u>4,635</u>

3.4 金融投資に係る純利得

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
FVTOCIで測定するものとして指定した持分投資からの受取配当金	2,152	2,195
うち：		
期中に認識の中止が行われたもの	170	11
当期間の末日現在保有しているもの	1,982	2,184
FVTPLで測定する金融商品に係る純利得	7,956	2,940
うち：		
FVTPLで測定するものとして指定した金融商品に係る純損失	(1,993)	(2,622)
FVTOCIで測定する金融商品の処分による純利得	924	2,009
その他	1,632	38
	<u>12,664</u>	<u>7,182</u>

注：「FVTPL」は「fair value through profit or loss」（純損益を通じて公正価値）の略である。

「FVTOCI」は「fair value through other comprehensive income」（その他の包括利益を通じて公正価値）の略である。

3.5 その他の純営業（費用）／収益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
オペレーティング・リース事業の純収益	5,459	6,362
保険事業の純費用	(3,996)	(1,039)
有形固定資産、担保権実行資産およびその他の資産の純売却益	1,110	986
為替および為替商品に係る純損失	(5,339)	(1,007)
その他	(1,315)	390
	<u>(4,081)</u>	<u>5,692</u>

3.6 営業費用

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
人件費：		
給与および賞与	42,263	41,843
従業員給付	11,304	11,685
退職後給付—確定拠出制度	9,433	9,249
	<u>63,000</u>	<u>62,777</u>
固定資産費用：		
有形固定資産の減価償却費	8,042	7,935
使用権資産の減価償却費およびその他のリース費用	3,781	3,873
修繕維持費	955	923
水道光熱費	928	860
	<u>13,706</u>	<u>13,591</u>
償却費	2,126	1,637
その他の管理費用	10,717	9,984
税金および追徴金	5,498	4,918
その他	10,332	9,589
	<u>105,379</u>	<u>102,496</u>

3.7 資産に係る減損損失

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
顧客貸出金等	108,546	97,868
その他	13,709	35,981
	<u>122,255</u>	<u>133,849</u>

3.8 法人所得税

(a) 法人所得税

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
当期間法人所得税		
中国本土	36,427	50,083
香港特別行政区およびマカオ特別行政区	772	1,037
その他の海外法域	2,299	1,617
	39,498	52,737
繰延法人所得税	(10,563)	(15,553)
	28,935	37,184

(b) 法人所得税と会計上の利益との調整

PRCの法定法人所得税率は25%である。その他の地域での評価可能な課税対象利益に対する税額は、当グループが営業する国または地域の現行の適用税率で計算されている。当グループは、PRCの法定法人所得税率による税引前利益に対する法人所得税額と、当グループの実際の法人所得税額との調整を、以下のとおりに行った。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
税引前利益	203,655	210,003
PRCの法定法人所得税率による税金	50,914	52,501
他国または他地域との現行の適用税率の相違による影響	(406)	(664)
損金算入できない費用の影響	10,569	14,877
非課税所得の影響	(31,029)	(29,025)
関連会社および共同支配企業に帰属する利益の影響	(204)	(547)
その他の影響	(909)	42
法人所得税	28,935	37,184

3.9 配当

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
宣言され支払済または支払予定の普通株式配当：		
2022年度普通株式配当：1株当たり0.3035人民元		
(2021年度：1株当たり0.2933人民元)	108,169	104,534
宣言され支払済のその他の資本性金融商品の保有者に対する配当または利息：		
永久社債利息の分配	3,634	3,559

3.10 1株当たり利益

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2023年	2022年
利益：		
親会社の株主に帰属する中間純利益	173,744	171,670
控除：親会社のその他の資本性金融商品の保有者に帰属する中間純利益	(3,634)	(3,559)
親会社の普通株式の株主に帰属する中間純利益	170,110	168,111
株式：		
加重平均発行済普通株式数（百万株）	356,407	356,407
基本的1株当たり利益（人民元）	0.48	0.47
希薄化後1株当たり利益（人民元）	0.48	0.47

基本的および希薄化後1株当たり利益は、親会社の普通株式の株主に帰属する中間純利益を加重平均発行済普通株式数で除したものであった。

3.11 デリバティブ金融商品

デリバティブとは、特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数、またはその他の類似する変数の変動に応じて価値が変動する金融商品である。当グループは、先渡、スワップ、オプションおよび先物などのデリバティブ金融商品を利用している。

デリバティブの想定元本は、上述の特定の金融商品の基礎となる金額を表している。それは、当グループの取引量を示すが、リスクを反映するものではない。

当グループが保有するデリバティブ金融商品の想定元本および公正価値は以下のとおりである。

	2023年6月30日現在			2022年12月31日現在		
	想定元本	公正価値		想定元本	公正価値	
		資産	負債		資産	負債
為替契約	5,033,262	74,400	(71,550)	4,310,971	52,249	(54,844)
金利契約	4,336,848	21,186	(21,845)	3,139,900	24,945	(23,760)
コモディティ・デリバティブおよびその他	1,025,913	10,989	(26,154)	937,006	10,011	(17,746)
	<u>10,396,023</u>	<u>106,575</u>	<u>(119,549)</u>	<u>8,387,877</u>	<u>87,205</u>	<u>(96,350)</u>

(1) キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、将来のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジする目的で利用する金利スワップ契約、通貨スワップ契約、エクイティおよびその他のデリバティブから構成されている。

上記デリバティブ金融商品のうち、当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されているものは、以下のとおりである。

2023年6月30日現在

	残存期間別想定元本					公正価値	
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
金利スワップ契約	2,761	14,139	9,475	291	26,666	434	(28)
通貨スワップ契約	71,500	67,753	11,738	–	150,991	1,299	(3,687)
エクイティおよびその他の デリバティブ	12,926	23,081	100	2	36,109	88	(1,435)
	<u>87,187</u>	<u>104,973</u>	<u>21,313</u>	<u>293</u>	<u>213,766</u>	<u>1,821</u>	<u>(5,150)</u>

2022年12月31日現在

	残存期間別想定元本					公正価値	
	3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債
金利スワップ契約	886	3,137	4,085	–	8,108	203	(38)
通貨スワップ契約	74,270	81,348	4,999	–	160,617	1,739	(3,561)
エクイティおよびその他の デリバティブ	4,730	5,002	66	4	9,802	44	(126)
	<u>79,886</u>	<u>89,487</u>	<u>9,150</u>	<u>4</u>	<u>178,527</u>	<u>1,986</u>	<u>(3,725)</u>

当グループのキャッシュ・フロー・ヘッジによりヘッジされているリスク・エクスポージャーと対応する資本への影響額の詳細は、以下のとおりである。

2023年6月30日現在				
ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ手段		
資産	負債	当期間におけるその他の 包括利益への影響	その他の包括利益へ の累積的影響	
債券()	49,821	(52,796)	48	393
顧客貸出金等	3,778	—	10	10
その他()	55,431	(51,948)	(267)	(3,607)
	109,030	(104,744)	(209)	(3,204)

() 債券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資、発行社債および譲渡性預金に計上されている。

() その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金、その他の資産、銀行およびその他の金融機関預り金、顧客預り金ならびにその他の負債に計上されている。

2022年12月31日現在				
ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ手段		
資産	負債	当年度におけるその他の 包括利益への影響	その他の包括利益へ の累積的影響	
債券()	34,288	(49,433)	184	345
顧客貸出金等	623	—	8	—
その他()	30,693	(60,418)	1,076	(3,340)
	65,604	(109,851)	1,268	(2,995)

() 債券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資および発行社債に計上されている。

() その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金、その他の資産、銀行およびその他の金融機関預り金、顧客預り金ならびにその他の負債に計上されている。

2023年6月30日および2022年6月30日に終了した6ヶ月間において、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じ、純損益で認識されたヘッジの非有効部分はなかった。

(2) 公正価値ヘッジ

当グループは、市場金利の変動に起因する金融資産および金融負債の公正価値の変動をヘッジする目的で、公正価値ヘッジを利用している。当グループは、金融資産および金融負債の金利リスクをヘッジするためのヘッジ手段として、主に金利スワップを利用していた。

ヘッジ手段の公正価値の変動およびヘッジ対象に関連するヘッジされたリスクから発生する純利得または損失は、以下のとおりである。

	6 月30日に終了した 6 ヶ月間	
	2023年	2022年
公正価値ヘッジから発生する純（損失） / 利得：		
ヘッジ手段	3,216	3,547
ヘッジ対象	(3,267)	(3,467)
	(51)	80

上記デリバティブ金融商品のうち、公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されているものは金利スワップであり、詳細は以下のとおりである。

	残存期間別想定元本				公正価値	
	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計	資産 負債
2023年 6 月30日現在	2,383	19,389	51,846	30,446	104,064	4,309 (454)
2022年12月31日現在	2,976	12,383	61,752	30,892	108,003	725 (94)

当グループの公正価値ヘッジによりヘッジされているリスク・エクスポージャーの詳細は、以下のとおりである。

2023年6月30日現在

	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象の公正価値への調整の累計額	
	資産	負債	資産	負債
債券()	90,685	(1,918)	(1,081)	34
顧客貸出金等	4,780	-	(123)	-
その他()	3,341	(3,563)	(170)	64
	98,806	(5,481)	(1,374)	98

() 債券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資、発行社債および譲渡性預金に計上されている。

() その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金ならびにレボ契約に計上されている。

2022年12月31日現在

	ヘッジ対象の帳簿価額		ヘッジ対象の公正価値への調整の累計額	
	資産	負債	資産	負債
債券()	89,761	(1,799)	(493)	105
顧客貸出金等	4,780	-	(89)	-
その他()	1,267	(6,528)	(10)	22
	95,808	(8,327)	(592)	127

() 債券は、FVTOCIで測定する金融投資、償却原価で測定する金融投資および発行社債に計上されている。

() その他のヘッジ対象は、銀行およびその他の金融機関預け金ならびにレボ契約に計上されている。

(3) 純投資ヘッジ

当グループの連結財政状態計算書は、当行の機能通貨と支店および子会社の機能通貨との間の為替差額の影響を受ける。当グループは、特定の状況において、このような為替エクスポージャーをヘッジする。ヘッジ手段には、関連する支店および子会社の機能通貨と同じ通貨建ての顧客預り金を用いており、特定の在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして会計処理している。

2023年6月30日現在、ヘッジ手段からの純損失累計額1,487百万人民元がその他の包括利益に認識された(2022年12月31日現在:純損失累計額675百万人民元)。2023年6月30日および2022年6月30日に終了した6ヶ月間において、純投資ヘッジから生じ、純損益で認識されたヘッジの非有効部分はなかった。

(4) 金融商品の相殺

金融商品相殺の原則に従い、当グループは、一定のデリバティブ金融資産、デリバティブ金融負債および変動証拠金を相殺し、相殺後の純額を財務諸表に表示している。

	2023年 6 月30日現在		2022年12月31日現在	
	総額	純額	総額	純額
デリバティブ金融資産	65,724	29,166	57,400	30,970
デリバティブ金融負債	68,892	33,273	60,494	34,064

(5) デリバティブ金融商品の取引相手の信用リスク加重資産

報告期間の末日現在、上記の当グループのデリバティブに関する信用リスク加重資産は、以下のとおりである。

	2023年 6 月30日現在	2022年12月31日現在
取引相手の債務不履行リスク加重資産	137,509	116,655
うち：		
純額決済されていない債務不履行リスク加重資産	54,433	80,534
純額決済された債務不履行リスク加重資産	83,076	36,121
信用評価調整リスク加重資産	45,885	40,729
中央清算機関の信用リスク加重資産	2,767	8,840
	186,161	166,224

デリバティブ金融商品の信用リスク加重資産は、「商業銀行の自己資本比率管理規制（暫定版）」に基づいて算出された。当グループのデリバティブの取引相手の信用リスクに関するリスク加重資産は、2019年 1 月 1 日以降、「デリバティブの取引相手の債務不履行リスク資産の測定に関する規則」に従って算出されていた。

[前へ](#) [次へ](#)

3.12 金融投資

	2023年 6 月30日現在	2022年12月31日現在
FVTPLで測定する金融投資	813,301	747,474
FVTOCIで測定する金融投資	2,396,732	2,223,096
償却原価で測定する金融投資	8,045,098	7,563,132
	<u>11,255,131</u>	<u>10,533,702</u>

3.13 その他の包括利益

(a) 未監査中間連結財政状態計算書における親会社の株主に帰属するその他の包括利益

	投資再評価準備金	為替換算調整勘定	その他	合計
2022年 1 月 1 日現在	26,087	(39,930)	(6,960)	(20,803)
当年度中の増減	<u>(23,744)</u>	<u>22,689</u>	<u>(1,898)</u>	<u>(2,953)</u>
2022年12月31日および 2023年 1 月 1 日現在	2,343	(17,241)	(8,858)	(23,756)
当期間中の増減	<u>11,710</u>	<u>9,075</u>	<u>(3,048)</u>	<u>17,737</u>
2023年 6 月30日現在	<u>14,053</u>	<u>(8,166)</u>	<u>(11,906)</u>	<u>(6,019)</u>

(b) 未監査中間連結純損益およびその他の包括利益計算書におけるその他の包括利益

	6 月30日に終了した 6 ヶ月間	
	2023年	2022年
純損益に振り替えられることのない項目：		
() FVTOCIで測定するものとして指定した資本性金融商品の 公正価値の変動	945	(3,241)
() 持分法を適用して認識したその他の包括利益	(18)	(14)
() その他	7	6
事後的に純損益に振り替えられる可能性のある項目：		
() FVTOCIで測定する負債性金融商品の公正価値の変動	14,812	(17,590)
控除：その他の包括利益から純損益への振替額および 税効果	<u>(3,395)</u>	<u>2,037</u>
	<u>11,417</u>	<u>(15,553)</u>
() FVTOCIで測定する負債性金融商品の信用損失	422	2,365
() キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金		
当期間中の（損失）／利得	(209)	406
控除：税効果	<u>29</u>	<u>40</u>
	<u>(180)</u>	<u>446</u>
() 持分法を適用して認識したその他の包括利益	(46)	(153)
() 為替換算調整勘定	9,412	10,645
() その他	<u>(3,860)</u>	<u>(1,416)</u>
	<u>18,099</u>	<u>(6,915)</u>

3.14 コミットメントおよび偶発負債

(a) キャピタル・コミットメント

報告期間の末日現在、当グループのキャピタル・コミットメントは、以下のとおりであった。

	2023年 6 月30日現在	2022年12月31日現在
契約済み未引当	27,912	19,427

(b) 与信コミットメント

当グループにおいて、承認済貸出およびクレジットカード限度額未実行部分を含む、信用を供与するという未実行のコミットメント契約がある。

当グループは第三者に対して顧客の履行を保証するために、信用状および財務保証を発行する。

銀行引受手形は、顧客が振り出した為替手形の支払いを当グループが代わりに引き受けることである。当グループはほとんどの銀行引受手形について、顧客から弁済が行われるのと同時に決済されると予測している。

カテゴリー別の与信コミットメント契約額は、以下のとおりである。貸付コミットメントおよびクレジットカード限度額未実行部分の開示額は、全額が供与されるとする仮定に基づいた額である。銀行引受手形、信用状および保証の額は、取引相手が契約を履行しなかった場合に報告期間の末日現在で認識されうる潜在的最大損失額である。

	2023年 6 月30日現在	2022年12月31日現在
銀行引受手形	736,655	680,068
発行保証		
—融資保証状	47,378	56,365
—非融資保証状	556,581	501,054
一覧払い信用状	60,887	53,646
期限付き信用状	148,535	112,606
貸付コミットメント		
—当初の満期が1年未満	48,835	108,102
—当初の満期が1年以上	417,498	348,202
クレジットカード限度額未実行部分	1,119,077	1,111,002
	3,135,446	2,971,045
与信コミットメントに係る信用リスク加重資産	1,118,965	1,113,801

(c) オペレーティング・リース

当グループは、主に子会社のICBCリーシングにより引き受けられたオペレーティング・リースを通して、貸手となっている。解約不能のオペレーティング・リース契約に基づく、将来の期間における当グループの割引前の最低受取リース料想定額は、以下のとおりであった。

	2023年 6 月30日現在	2022年12月31日現在
1 年以内	17,980	16,946
1 年超 2 年以内	16,106	15,380
2 年超 3 年以内	15,171	14,627
3 年超 5 年以内	24,710	24,864
5 年超	55,520	57,258
	<u>129,487</u>	<u>129,075</u>

(d) 訴訟手続および仲裁

当グループは、通常の業務の過程において訴訟および仲裁に関与している。2023年 6 月30日現在、当行および／または子会社を相手取った係争中の訴訟手続および仲裁が多数存在し、その請求金額は合計6,860百万人民元（2022年12月31日現在：4,738百万人民元）であった。

経営者の見解では、当グループは、現在の事実と状況に基づいて発生する可能性があるいかなる損失に対しても十分な引当金を積立てており、またこれらの訴訟および仲裁の最終的な結果が当グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼすことはない。

(e) 国債の償還義務および有価証券引受義務

MOFの引受代理人として、当行は一部の中国国債を引き受け、一般に販売している。当行には、これらの国債を保有者の任意で満期前に随時償還する義務がある。国債の償還価格は、国債の額面価格に償還日までの経過利息を加えた金額に基づいている。MOFは、これらの中国国債の繰上げ償還の都度には資金供給しないが、満期日には元利を返済する義務がある。当グループが引き受けて販売したが満期が未到来の国債の額面価格を示す償還債務は、2023年 6 月30日現在63,486百万人民元（2022年12月31日現在：62,140百万人民元）であった。経営者は、当行によるこれらの中国国債の満期前の償還債務は、重要ではないと予想している。

2023年 6 月30日現在、当グループの有価証券引受義務の残高はない（2022年12月31日現在：残高なし）。

(f) 指定基金および貸出金

	2023年 6 月30日現在	2022年12月31日現在
指定基金	<u>3,610,626</u>	<u>3,420,373</u>
指定貸出金	<u>3,610,369</u>	<u>3,420,106</u>

指定基金は、委託者が当グループに指定した第三者に貸出を行うよう指示した資金を表している。信用リスクは委託者が負担する。

指定貸出金は、当グループと委託者が締結した信託契約に従い、委託者の指定した特定の借手に対して委託者に代わり提供した貸出金を表している。当グループはリスクを一切負担しない。

(g) 信託業務

当グループは、保管、信託および資産運用サービスを第三者に提供している。これらのサービスによる収入は注記3.2の「純受取手数料等」に含まれる。これらの信託業務に係る信託財産は当グループの連結財政状態計算書に含まれない。

3.15 セグメント情報

(a) 事業セグメント

当グループは、社内組織構造、経営上の要件および内部報告制度に基づき、法人金融、個人金融および資金業務の事業セグメントに区分している。

法人金融

法人金融セグメントは、法人、政府機関および金融機関に対する金融商品とサービスの提供を行っている。こうした商品とサービスには、法人向け貸付、貿易金融、預金取扱業務、法人向け資産運用サービス、保管業務および各種法人向け仲介サービスが含まれる。

個人金融

個人金融セグメントは、個人顧客に対する金融商品とサービスの提供を行っている。こうした商品とサービスには、個人向け貸付、預金取扱業務、カード事業、個人資産運用サービスおよび各種個人向け仲介サービスが含まれる。

資金業務

資金業務セグメントは、当グループの資金業務を行っている。資金業務には、自己勘定または顧客のためのマネー・マーケット取引、有価証券投資、外国為替取引およびデリバティブのポジションの保有が含まれる。

その他

当セグメントは、セグメントに直接帰属しないまたは合理的な基準で配分できない当グループの資産、負債、収益および費用を含んでいる。

経営者は、資源配分に関する意思決定や業績評価の目的で、当グループの各事業セグメントの経営成績を個別にモニタリングしている。セグメント情報は、当グループの財務諸表の作成および表示のために採用された会計方針に準拠して作成されている。

セグメント間の取引は、主として個別セグメント間の資金の移動である。これらの取引の内部移転価格は、市場金利を参照して決定され、各セグメントの業績に反映されている。内部資金振替に係る純受取利息および支払利息は、「内部純受取／（支払）利息」としている。第三者に係る純受取利息および支払利息は、「外部純受取／（支払）利息」としている。

セグメント別収益、費用、損益、資産および負債は、セグメントに直接帰属する項目だけでなく、合理的な基準で配分できる項目も含んでいる。配分基準は主に資源の占有またはそれに対する寄与に基づいている。法人所得税はグループ全体で管理され、事業セグメントに配分されない。

	2023年6月30日に終了した6ヶ月間				
	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
外部純受取利息	154,317	39,603	143,067	－	336,987
内部純（支払）／受取利息	(475)	102,153	(101,678)	－	－
純受取手数料等	45,257	27,732	476	－	73,465
その他の純収益／（費用）（ ）	2,666	(544)	13,599	2,733	18,454
営業収益	201,765	168,944	55,464	2,733	428,906
営業費用	(42,803)	(53,412)	(7,315)	(1,849)	(105,379)
資産に係る減損（損失）／利得	(98,002)	(11,783)	(12,978)	508	(122,255)
営業利益	60,960	103,749	35,171	1,392	201,272
関連会社および共同支配企業の損益 に対する持分	－	－	－	2,383	2,383
税引前利益	60,960	103,749	35,171	3,775	203,655
法人所得税					(28,935)
中間純利益					174,720
その他のセグメント情報：					
減価償却費および償却費	5,343	6,688	1,411	53	13,495
資本的支出	8,204	10,640	2,157	84	21,085

	2023年6月30日現在				
	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
セグメント資産	16,443,856	8,983,283	17,950,126	183,907	43,561,172
うち：					
関連会社および共同支配企業への 投資	－	－	－	63,552	63,552
有形固定資産	105,980	141,201	27,916	25,558	300,655
その他の非流動資産（ ）	45,499	19,867	5,572	9,481	80,419
未配分資産					108,434
資産合計					43,669,606
セグメント負債	17,295,846	16,951,537	5,481,135	295,640	40,024,158
未配分負債					49,028
負債合計					40,073,186
その他のセグメント情報：					
与信コミットメント	2,017,687	1,117,759	－	－	3,135,446

（ ） トレーディング純収益、金融投資に係る純利得ならびにその他の純営業収益および費用を含む。

（ ） 無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

2022年6月30日に終了した6ヶ月間

	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
外部純受取利息	150,461	70,411	129,739	－	350,611
内部純受取／（支払）利息	7,500	78,576	(86,076)	－	－
純受取手数料等	45,994	29,751	296	－	76,041
その他の純収益／（費用）（ ）	5,037	(1,526)	10,071	3,927	17,509
営業収益	208,992	177,212	54,030	3,927	444,161
営業費用	(42,133)	(50,971)	(7,277)	(2,115)	(102,496)
資産に係る減損損失	(74,126)	(27,616)	(26,916)	(5,191)	(133,849)
営業利益／（損失）	92,733	98,625	19,837	(3,379)	207,816
関連会社および共同支配企業の損益 に対する持分	－	－	－	2,187	2,187
税引前利益／（損失）	92,733	98,625	19,837	(1,192)	210,003
法人所得税					(37,184)
中間純利益					172,819
その他のセグメント情報：					
減価償却費および償却費	5,171	6,327	1,362	109	12,969
資本的支出	5,767	7,234	1,518	127	14,646

2022年12月31日現在

	法人金融	個人金融	資金業務	その他	合計
セグメント資産	14,683,048	8,659,449	15,992,193	174,339	39,509,029
うち：					
関連会社および共同支配企業への 投資	－	－	－	65,790	65,790
有形固定資産	106,222	141,504	27,976	18,185	293,887
その他の非流動資産（ ）	45,386	20,133	5,610	9,649	80,778
未配分資産					101,117
資産合計					39,610,146
セグメント負債	15,448,837	15,325,115	5,039,830	191,414	36,005,196
未配分負債					89,531
負債合計					36,094,727
その他のセグメント情報：					
与信コミットメント	1,861,309	1,109,736	－	－	2,971,045

（ ） トレーディング純収益、金融投資に係る純利得およびその他の純営業収益を含む。

（ ） 無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

(b) 所在地別セグメント

当グループは主に中国本土で営業しており、中国本土以外で営業する支店および子会社も有している。地域の区分は以下のとおりである。

中国本土（本店および国内支店）

本店：本店事業部門（本店およびその部局が直接統制する機関を含む）。

長江デルタ：上海、江蘇、浙江および寧波を含む。

珠江デルタ：広東、深圳、福建およびアモイを含む。

環渤海：北京、天津、河北、山東および青島を含む。

華中：山西、河南、湖北、湖南、安徽、江西および海南を含む。

華西：重慶、四川、貴州、雲南、広西、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内蒙古およびチベットを含む。

華北・華東：遼寧、黒龍江、吉林および大連を含む。

海外その他

中国本土以外の支店、国内外子会社、ならびに関連会社および共同支配企業への投資。

2023年6月30日に終了した6ヶ月間

	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	長江 デルタ		珠江 デルタ	環渤海	華中	華北・ 華東				
	本店									
外部純受取利息	158,462	31,984	34,022	199	36,913	49,974	3,113	22,320	－	336,987
内部純（支払）／受取利息	(161,197)	34,657	17,335	70,833	17,598	11,871	11,177	(2,274)	－	－
純受取手数料等	16,401	14,268	9,056	11,464	7,753	7,349	1,733	6,547	(1,106)	73,465
その他の純収益／（費用）（　）	8,485	(615)	(691)	(501)	(435)	(422)	179	11,352	1,102	18,454
営業収益	22,151	80,294	59,722	81,995	61,829	68,772	16,202	37,945	(4)	428,906
営業費用	(14,753)	(15,607)	(11,323)	(16,456)	(15,059)	(15,430)	(5,045)	(11,710)	4	(105,379)
資産に係る減損損失	(27,340)	(18,478)	(21,632)	(19,599)	(13,625)	(15,605)	(3,114)	(2,862)	－	(122,255)
営業（損失）／利益	(19,942)	46,209	26,767	45,940	33,145	37,737	8,043	23,373	－	201,272
関連会社および共同支配企業 の損益に対する持分	－	－	－	－	－	－	－	2,383	－	2,383
税引前（損失）／利益	(19,942)	46,209	26,767	45,940	33,145	37,737	8,043	25,756	－	203,655
法人所得税										(28,935)
中間純利益										174,720
その他のセグメント情報：										
減価償却費および償却費	2,351	2,019	1,385	1,947	1,769	2,062	755	1,207	－	13,495
資本的支出	696	585	763	1,275	1,001	892	244	15,629	－	21,085

2023年6月30日現在

	2023年6月30日現在									
	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
地域別資産	8,781,839	10,125,913	6,622,450	6,255,346	4,678,909	5,511,722	1,531,040	4,523,837	(4,469,884)	43,561,172
うち：										
関連会社および共同支配企業 への投資	-	-	-	-	-	-	-	63,552	-	63,552
有形固定資産	11,499	30,903	13,161	18,976	17,800	21,256	7,981	179,079	-	300,655
その他の非流動資産（ ）	16,636	7,034	5,988	6,833	8,195	9,734	2,375	23,624	-	80,419
未配分資産										108,434
資産合計										43,669,606
地域別負債	5,934,918	9,565,170	5,943,896	9,811,431	4,949,991	5,203,523	1,946,332	1,138,781	(4,469,884)	40,024,158
未配分負債										49,028
負債合計										40,073,186
その他のセグメント情報：										
与信コミットメント	1,156,985	1,533,097	1,008,484	1,179,245	696,059	758,683	187,932	759,238	(4,144,277)	3,135,446

（ ）トレーディング純収益、金融投資に係る純利得ならびにその他の純営業収益および費用を含む。

（ ）無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

2022年6月30日に終了した6ヶ月間										
	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
外部純受取利息	139,891	41,385	42,525	10,109	39,617	53,110	4,912	19,062	－	350,611
内部純（支払）／受取利息	(110,232)	21,314	6,221	55,765	12,013	7,378	8,454	(913)	－	－
純受取手数料等	21,286	13,274	9,010	11,546	6,751	6,694	1,686	7,003	(1,209)	76,041
その他の純収益／（費用）（ ）	8,217	(1,211)	(610)	(707)	(295)	(703)	(729)	12,342	1,205	17,509
営業収益	59,162	74,762	57,146	76,713	58,086	66,479	14,323	37,494	(4)	444,161
営業費用	(14,829)	(14,743)	(11,501)	(16,302)	(14,458)	(15,616)	(4,938)	(10,113)	4	(102,496)
資産に係る減損損失	(37,037)	(19,884)	(18,946)	(17,394)	(12,851)	(18,254)	(6,040)	(3,443)	－	(133,849)
営業利益	7,296	40,135	26,699	43,017	30,777	32,609	3,345	23,938	－	207,816
関連会社および共同支配企業 の損益に対する持分	－	－	－	－	－	－	－	2,187	－	2,187
税引前利益	7,296	40,135	26,699	43,017	30,777	32,609	3,345	26,125	－	210,003
法人所得税										(37,184)
中間純利益										172,819
その他のセグメント情報：										
減価償却費および償却費	2,223	1,929	1,321	1,955	1,690	2,077	724	1,050	－	12,969
資本的支出	380	1,219	1,160	759	980	1,021	210	8,917	－	14,646
2022年12月31日現在										
	中国本土（本店および国内支店）							海外 その他	消去	合計
	本店	長江 デルタ	珠江 デルタ	環渤海	華中	華西	華北・ 華東			
地域別資産	8,069,477	9,418,551	6,583,520	6,065,352	4,396,769	5,174,047	1,469,644	4,366,642	(6,034,973)	39,509,029
うち：										
関連会社および共同支配企業 への投資	－	－	－	－	－	－	－	65,790	－	65,790
有形固定資産	12,750	32,205	13,678	19,853	18,542	22,240	8,403	166,216	－	293,887
その他の非流動資産（ ）	16,623	7,274	6,149	6,812	8,359	9,769	2,469	23,323	－	80,778
未配分資産										101,117
資産合計										39,610,146
地域別負債	5,335,535	9,208,450	5,833,211	9,263,328	4,599,017	4,842,967	1,819,550	1,138,111	(6,034,973)	36,005,196
未配分負債										89,531
負債合計										36,094,727
その他のセグメント情報：										
与信コミットメント	1,157,911	1,378,232	931,972	1,106,387	624,496	680,902	160,799	796,832	(3,866,486)	2,971,045

（ ）トレーディング純収益、金融投資に係る純利得およびその他の純営業収益を含む。

（ ）無形資産、のれん、長期繰延費用、使用権資産およびその他の非流動資産を含む。

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 後発事象

当該半期末以降に発生した重要事項はない。

(2) 訴訟等

「1 中間財務書類」の未監査中間財務報告注記3.14(d)を参照のこと。

3 【国際財務報告基準と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。但し、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。但し、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3か月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は每期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3か月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は每期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。但し、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

(a) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IAS第28号では、重要な影響力とは、投資先の財務および営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配または共同支配ではないものと定めている。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。但し、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。但し、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(b) 投資企業に関する連結の例外

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に従い、親会社が投資企業の定義に該当する場合には、一定の場合を除き子会社を連結してはならず、それに代えて、子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従い純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

なお、投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。但し、親会社自身が投資企業である場合を除く。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式や出資を有している場合、当該他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件（すなわち、親会社に該当する要件）を満たしていても、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる一定の要件を満たす場合には、当該他の企業を子会社に該当しないこととされている。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

(a) 非支配持分の公正価値

(b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

親会社の子会社に対する所有持分の変動のうち、親会社の子会社に対する支配の喪失とならないものは、資本取引（すなわち、所有者としての立場での所有者との取引）である。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を当初認識時に公正価値で測定する方法は認められておらず、取得日における非支配株主持分は、同日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(4) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容および変動、ならびに子会社に対する所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項およびその他連結の方針に関する重要な事項ならびにこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(5) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

但し、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a)条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡しまたは返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんの修正（のれんの追加的認識もしくは負ののれんの減額またはのれんの減額もしくは負ののれんの追加的認識）を行う。

(b)のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c)のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、每期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、のれんの計上後20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。但し、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(6) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

但し、企業は、当初認識時に、売買目的保有またはIFRS第3号「企業結合」が適用される企業結合における取得企業によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品に対する投資の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。

- ・ 市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債のうち支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は債務額で測定される。但し、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ(a)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは(b)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的へ保有目的区分を変更することは認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への保有目的区分の変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券の保有目的区分をすべて売却可能（その他有価証券）に変更することができる。）においてのみ認められている。

(9) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- (a) 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- (b) 企業が当期中および報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。但し、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(10) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれが高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金は、その他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等の3つに区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法またはキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(11) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。ただし、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する公正価値ヘッジの場合には、ともにその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または可能性の非常に高い予定取引の全部または構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- (c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ会計の方法は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。但し、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（なお、合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(12) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。但し、企業規模の拡大のために行う資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(13) 退職後給付（確定給付制度）

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、毎期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。1)数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および2)過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(14) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。

(15) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予想される消費のパターンに著しい変化があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(16) 資産に関する政府補助金

IFRSでは、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従い、資産に関する政府補助金は、以下のいずれかにより処理される。

- (a) 補助金を繰延収益に認識し、資産の耐用年数にわたり規則的に純損益に認識する方法
- (b) 取得原価から補助金を控除し、資産の帳簿価額を算定する方法

日本では、固定資産に関して受け取った国庫補助金および交付金は、受入時に利益として認識される。但し、企業会計原則等に基づき、対応する資産の取得原価から当該補助金および交付金を直接控除するか、または剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(17) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。

(18) 担保権行使資産

IFRSでは、担保権行使資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権行使資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

(19) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュールリング等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

(20) リース取引

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

(a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利

(b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。

借手は、使用権資産をその他の非金融資産(有形固定資産等)と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。但し、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。ファイナンス・リースは、借手の財務諸表に資産計上され、対応するリース債務が負債に計上される。なお、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(21) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産（または処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書（または純損益およびその他の包括利益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い会計処理されることになる。

(22) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。但し、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらす可能性が高く、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。但し、不動産開発事業を行う場合には、(a)JICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、または、(b)固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入金の支払利子の資産化が容認されている。

(23) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(24) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(25) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、(1)最も可能性の高い金額または(2)期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。そのため、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

(26) 保険契約

IFRSでは、IFRS第17号「保険契約」において、本基準の範囲に含まれる保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則が定められている。IFRS第17号の主要な原則は、企業が次のことを行うことである。

- (a) 他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約を、保険契約として識別する。
- (b) 特定の組込デリバティブ、別個の投資要素および別個の履行義務を保険契約から分離する。
- (c) 契約を企業が認識し測定するグループに分割する。
- (d) 保険契約グループを下記の（ ）と（ ）の合計（（ ）が負債の場合）または差額（（ ）が資産の場合）で認識し測定する。

- () 将来キャッシュ・フローのリスク調整後の現在価値（履行キャッシュ・フロー）で、これらの履行キャッシュ・フローに関する利用可能なすべての情報を、観察可能な市場情報と整合的な方法で織り込んだもの
- () 契約グループにおける未稼得利益を表す金額（契約上のサービス・マージン）
- (e) 保険契約グループからの利益を、企業が保険カバーを提供する期間にわたり、また、企業がリスクから解放されるにつれて、認識する。契約グループが損失を生じているかまたは損失を生じるようになった場合には、企業は当該損失を直ちに認識する。
- (f) 保険収益、保険サービス費用および保険金融収益または費用を区分して表示する。
- (g) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約が企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能とする情報を開示する。この目的を達成するため、企業は下記に関する定性的情報および定量的情報を開示する。
 - () 保険契約について財務諸表に認識した金額
 - () 本基準を適用する際に行った重要な判断および当該判断の変更
 - () 本基準の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質および程度

企業は、一部の保険契約に対しては単純化した測定アプローチ（保険料配分アプローチ）を適用することができる。単純化した測定アプローチは、企業が、保険料をカバー期間に配分することにより、残りのサービスに関連する金額を測定することを認めている。

日本では、保険契約に関する個別の会計基準はなく、保険法において保険契約とは保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約と定義されている。また、保険業法において、生命保険業免許または損害保険業免許を受けて保険業を行うものを保険会社と定義し、同法および保険業法施行規則等において保険会社に強制適用される保険負債等の会計処理を規定している。

保険業法施行規則では、現金収入をもって保険料の収益認識を行う一方、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために保険数理に基づき計算された金額や、保険契約に定めた保険期間のうち未経過分に相当する金額等について、責任準備金へ繰入すること等が定められている。

第 7 【外国為替相場の推移】

1 【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別	2023年1月	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月
最高 (円)	19.53	19.58	19.80	19.58	19.88	19.94
最低 (円)	18.95	19.10	19.00	19.06	19.34	19.51
平均 (円)	19.22	19.41	19.40	19.36	19.62	19.70

単位：1人民元の円相当額（円 / 人民元）

出典：株式会社三菱UFJ銀行

2 【最近日の為替相場】

20.27円（2023年9月14日）

単位：1人民元の円相当額（円 / 人民元）

出典：2023年9月14日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値

第 8 【提出会社の参考情報】

下記のほか、当該半期の開始日（令和5年1月1日）から本半期報告書提出日までの間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出していない。

令和4年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日）の有価証券報告書および添付書類

令和5年6月23日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。